

第5章 整備基本計画

1 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

ア 整備の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、史跡指定地と、史跡キウス周堤墓群保存活用計画の対象とした「保護を要する範囲（現時点で史跡指定地と同等の遺構の存在が確認でき、追加指定を目指す区域）」・一部の「史跡周辺区域」である。

イ 将来像を含めた全体の構想

全体構想として、来訪者が整備後に目の当たりにすることができる周堤墓群が作り出す「特異な」史跡景観において、キウス周堤墓群にしかない縄文時代の広大な墓地群の有り様を理解し、この地に展開した縄文文化の一端を体感することができるような整備を行う。ここでは極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されているという特質を踏まえ、墓域における往時の空間の使われ方（個々の・複数の埋葬空間＝周堤墓（群）の規模と位置関係）を表現することに主眼をおき、空間を構成する要素である周堤墓を現在の遺存状況のまま保存展示し、また一部は復元を行い、あわせて墓地群に付随する道跡を表現して、墓地群の構造を理解できるように整備する。

来訪者の動線には、周堤低下部の位置及び通路状遺構、「浅い谷」地形から推測される周堤墓を連絡した「往時の動線」と、周堤墓（群）の分布や構成、立地する地形といった特徴を理解するために設けた現在の視点に基づく「活用上の動線」を設定する。動線上に遺跡保存のための最小限の園路を設けて来訪者の誘導を図り、効率のよい見学、活用のために要所に広場・見学ポイントを設け、解説板を付設して、本質的価値の理解を促す。

史跡指定地の隣接地においては「ガイダンス施設」を建設し、指定地の整備と一体となった情報提供及び活用、運営を行うとともに、便益施設及び駐車場を整備して、来訪者の利便性の向上を図る。

(2) 地区区分計画

史跡指定地を中心とした整備の対象範囲について、基本方針を実現していくため、史跡の本質的価値を構成する諸要素の分布状況及びそれらと緊密に関係する諸要素のあり方から、「遺構区域」「森林区域」「民家区域」「公道区域」「ガイダンス施設」区域の5つの区域を設定する（図15、表7）。遺構区域は、指定地内のA地点、B地点（細分：B1・B2・B3）、指定地外「保護を要する範囲」のC地点（細分：C1・C2・C3）に、森林区域は、指定地内のA地点、B地点、指定地外「保護を要する範囲」のC地点に細分される。

また、対象範囲は主に指定地内の土地所有状況や土地利用状況の関係から、計画の実行性の観点において「早期に整備を図るべき区域」「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」「営林地等の他の土地利用形態を温存させる区域」「当面の間は現状保存を図り、追加指定を目指すべき区域」の4つに区分けされる（図16、表7）。

「早期に整備を図る区域」は、前段の遺構区域B2地点のほか、「ガイダンス施設」区域及び両者を結ぶ動線範囲に当たる森林区域B地点を含めた範囲で、いずれも土地の要件等が公開・活用の条件に適う。この区域を対象として第I期整備事業として実施を計画する。それ以後の整備は、追加指定等の状況に応じて検討していく。後節における細計画は「早期に整備を図るべき区域」を主体に述べていく（表8）。

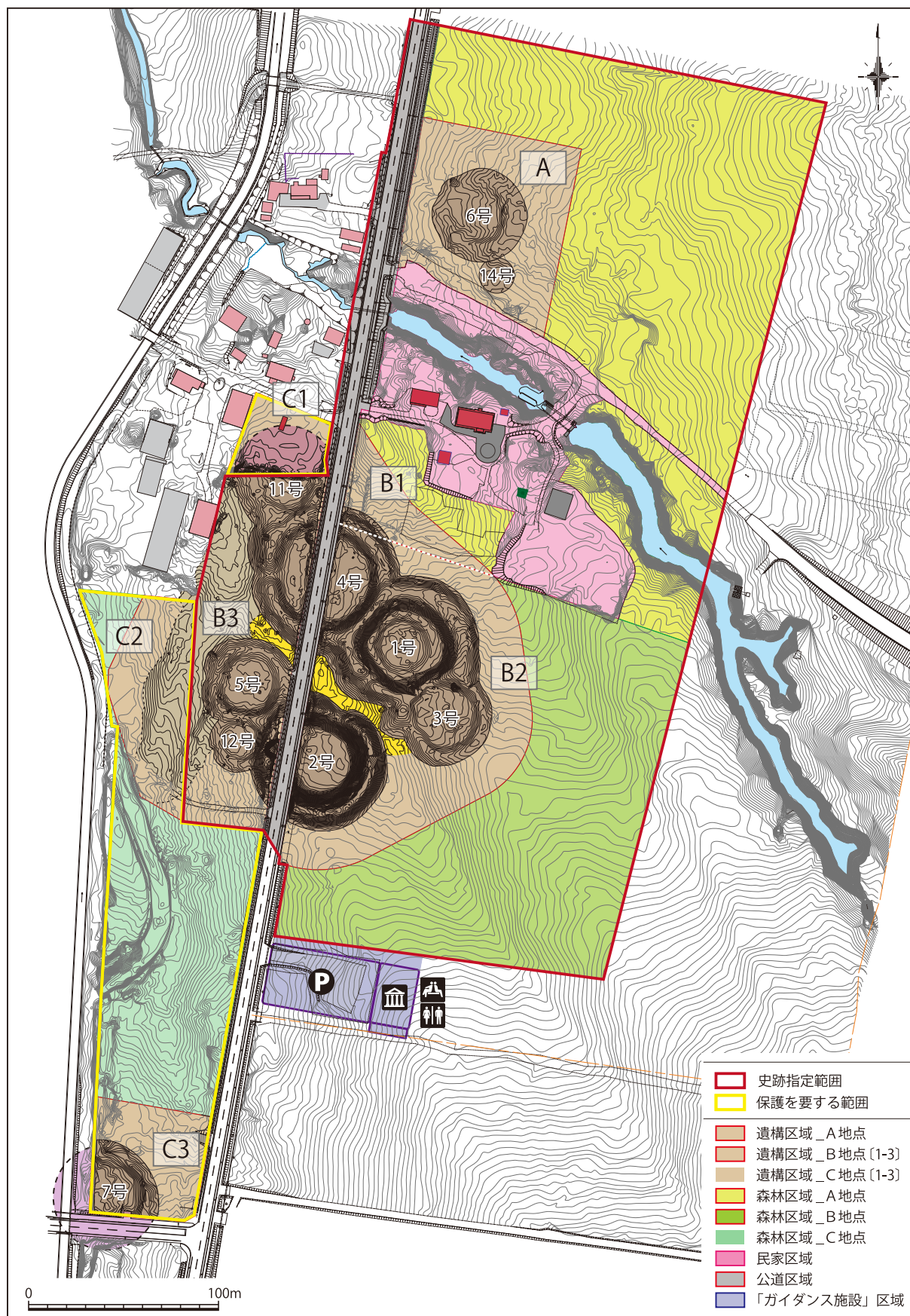


図 15 地区区分計画図

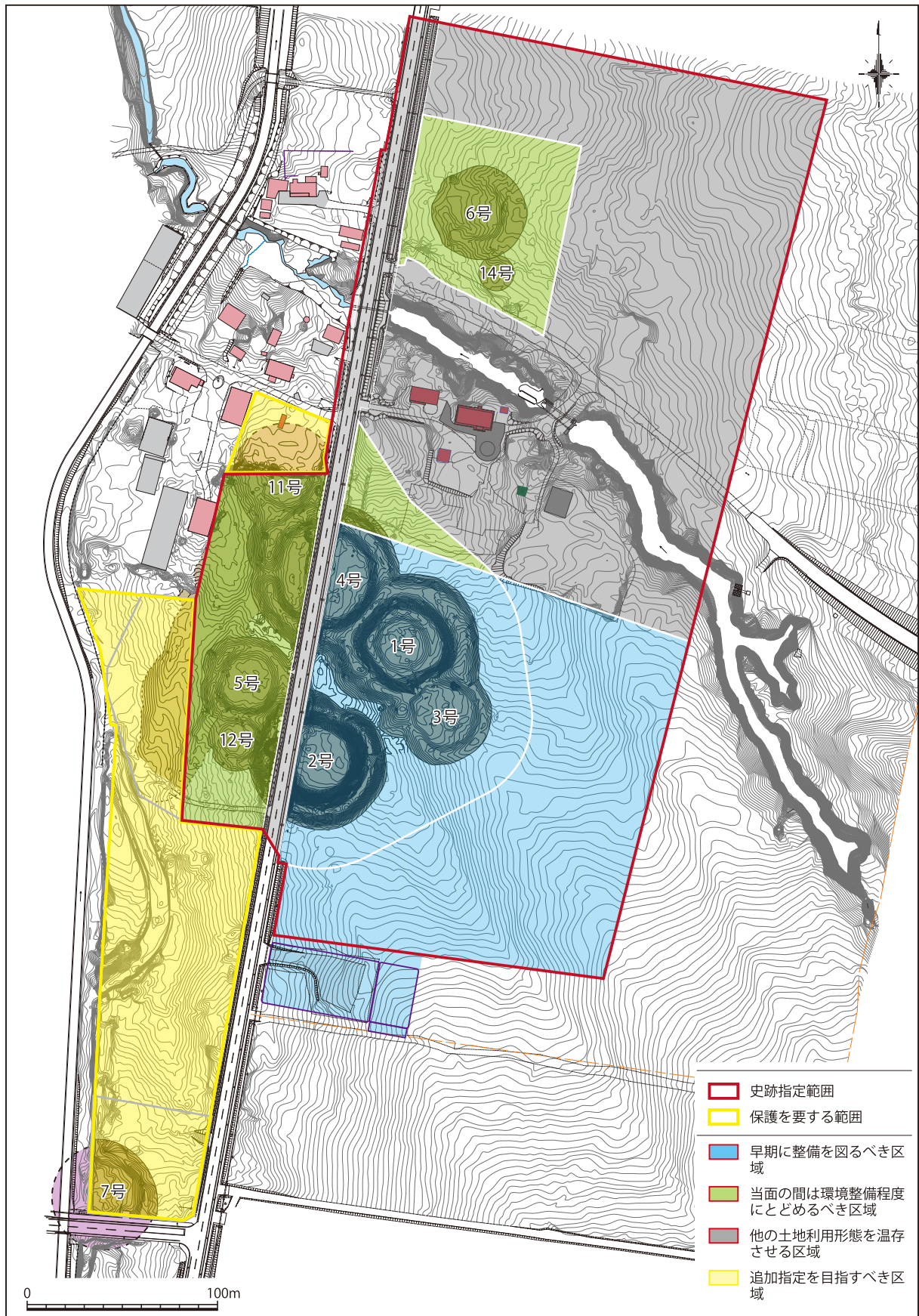


図 16 整備区分計画図

表7 地区区分計画

史跡範囲	空間区分（ゾーニング）計画	地区区分		土地所有	特 性
史跡指定地	当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域	遺構区域（地上表出）	A地点	民有地	・土地所有者の生活区域 ・周堤墓（群）が地上に表れている。「極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されている」
	営林地等の他の土地利用形態を温存させる区域	森林区域	A地点	民有地 公有地	・土地所有者の生活区域 ・施業林（民有地） ・水路（チャン川に接続する無名川）（市有地）
	営林地等の他の土地利用形態を温存させる区域	民家区域		民有地	・土地所有者の生活区域 ・すまい（住宅・倉庫等）
	当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域	遺構区域（地上表出）	B 1 地点	民有地	・土地所有者の生活区域 ・周堤墓（部分）が地上に表れている。「極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されている」 ・キウス4号周堤墓周堤の一部が該当する。
	早期に整備を図るべき区域	遺構区域（地上表出）	B 2 地点	公有地	・周堤墓（群）・「浅い谷」地形（道跡？）が地上に表れている。「極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されている」 ・縄文時代の大規模墓地群を彷彿とさせる景観がある。
	当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域	遺構区域（地上表出）	B 3 地点	公有地	・周堤墓（群）・通路状遺構が地上に表れている。「極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されている」 ・縄文時代の大規模墓地群を彷彿とさせる景観がある。
	早期に整備を図るべき区域	森林区域	B地点	公有地	・自然林（落葉広葉樹林）
	営林地等の他の土地利用形態を温存させる区域	公道区域		公有地	・国道337号 ・公道の下に、周堤を欠失した状態で、遺構地区B地点から続く周堤墓群が遺存する。
〔保護を要する史跡指定地外〕	当面の間は現状保存を図る・追加指定を目指すべき区域	遺構区域	C 1 地点	民有地	・雑種地 ・現在、所有者等による積極的な利用は認められない土地である。 ・キウス11号周堤墓の北半部が遺存する可能性地である。
	当面の間は現状保存を図る・追加指定を目指すべき区域	遺構区域（地上表出）	C 2 地点	民有地	・自然林 ・現在、所有者等による積極的な利用は認められない土地である。 ・遺構区域B地点から続く通路状遺構が地上に表れている。
	当面の間は現状保存を図る・追加指定を目指すべき区域	森林区域	C地点	民有地	・自然林 ・現在、所有者等による積極的な利用は認められない土地である。 ・未調査であり、埋蔵文化財の遺存状況は不明である。地表に遺構は確認されていない。
	当面の間は現状保存を図る・追加指定を目指すべき区域	遺構区域（地上表出）	C 3 地点	民有地	・自然林 ・現在、所有者等による積極的な利用は認められない土地である。 ・キウス7号周堤墓が地上に表れている。
史跡指定地外〔史跡周辺区域〕	早期に整備を図るべき区域	「ガイダンス施設」区域		公有地	・史跡指定地に隣接する。 ・現在、来訪者用駐車場（砂利敷き）と、これに続く自然林の一部区域である。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地（キウス12遺跡）の一部である。詳細分布調査により、周堤墓と同時代の遺構は確認されず、遺物は極めて少量の分布を示す区域である。

公開・活用の時期	整備方針
将来（公有化後）	【当面】 ・所有者が行う除草等の維持的措置により遺構の形態を明確にして景観を整えることを継続する。 【将来】 ・地上に表出していない遺構（キウス14号周堤墓）について遺構の表示を行う。 ・地域住民（所有者）による保存の来歴を紹介するポイントとする。
—	土地所有者の居住と生業の維持及び水路の公益性の確保を前提としつつ、史跡の保存管理に当たる。 【当面】 ・所有者の協力により、現状の景観・地形を維持する。 【将来】 ・所有者の了解を得て、遺構区域A地点～B1・B2地点を結ぶ見学経路として一部を使用し、無名川沿いに地形説明ポイントを設ける。
—	土地所有者の居住と生業の維持を前提としつつ、史跡の保存管理に当たる。 【当面】 ・所有者の協力により、現状の景観・地形を維持する。 【将来】 ・所有者の了解を得て、遺構区域A地点～B1・B2地点を結ぶ見学経路として一部を使用する。
将来（公有化後）	【当面】 ・所有者が行う除草等の維持的措置により遺構の形態を明確にして景観を整えることを継続する。 【将来】 ・景観を損なわないよう施設（園路・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群がつくりだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境をつくる。
本計画	【本計画】 ・除草、伐採等の維持的措置や修景などにより遺構の形態を明確にして景観を整える。 ・景観を損なわないよう施設（園路・広場・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群がつくりだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境をつくる。
将来： 国道西側区域の公開・活用は、「保護を要する範囲」の追加指定・公有化の進捗状況をふまえ検討。	【当面】 ・除草、伐採等の維持的措置により遺構の形態を明確にして景観を整える。 【将来】 ・景観を損なわないよう施設（園路・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群がつくりだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境をつくる。
本計画	【本計画】 ・縄文時代の周堤墓が造られた時代に、周堤墓が造られなかったエリアが樹林地であったかどうかはわからないが、往時の植生を想像しうる森林景観として、現状の景観・林相・地形を維持する。手を入れず天然更新を促す。 ・「ガイダンス施設」区域～遺構区域B2地点を結ぶ見学経路及び管理用道路を設置する。 ・千歳市域の自然植生としての姿を残す。
将来	道路の公益性の確保を前提としつつ、史跡の保存管理に当たる。 【当面】 ・道路脇の遺構のモニタリングを継続する。 ・ガードレール等の設置など車両の路外逸脱防止策の協議を検討する。 【将来】 ・将来的な構想として、キウス2号・4号・5号・11号の各周堤墓等について修復を行い、遺構区域の一体的な景観をつくる。
将来（追加指定・公有化後）	【当面】 ・土地所有者等の同意、協力を仰ぎ、現状保存を維持する。 ・保存目的の確認調査を経て、追加指定を目指す。 【将来】 ・キウス11号周堤墓北半部について修復を行い、遺構区域の一体的な景観をつくる。
将来（追加指定・公有化後）	【当面】 ・土地所有者等の同意、協力を仰ぎ、現状保存を維持する。 ・保存目的の確認調査を経て、追加指定を目指す。 【将来】 ・除草、伐採等の維持的措置や修景などにより遺構の形態を明確にして景観を整える。 ・景観を損なわないよう施設（園路・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群がつくりだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境をつくる。
将来（追加指定・公有化後）	【当面】 ・土地所有者等の同意、協力を仰ぎ、現状保存を維持する。 ・保存目的の確認調査を経て、追加指定を目指す。 【将来】 ・遺構区域B地点～C地点を結ぶ見学経路を設置する。 ・一体の価値を有する遺構が確認された場合には、遺構の性格等を踏まえ遺構の表現等の整備を検討する。
将来（追加指定・公有化後）	【当面】 ・土地所有者等の同意、協力を仰ぎ、現状保存を維持する。 ・保存目的の確認調査を経て、追加指定を目指す。 【将来】 ・除草、伐採等の維持的措置や修景などにより遺構の形態を明確にして景観を整える。 ・景観を損なわないよう施設（園路・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群からなる墓域の広がり（分布と構成）を理解できるポイントとして整備する。
本計画	【本計画】 ・「ガイダンス施設」などを建設し、指定地の整備と一体となった情報提供及び活用、運営を行う。 ・便益施設、駐車場を整備し、来訪者の利便性の向上を図る。 ・導入部に案内板を設置して、公開区域が来訪者に分かるような手立てを講ずる。

表 8 細計画と対象区域

細 計 画				早期に整備を図るべき区域			当面の間は 環境整備程 度にとどめ るべき区域	他 の 土 地 利 用 形 態 を 温 存 さ せる 区域	追 加 指 定 を 目 指 す べき区域	その他区域
				遺構区域 B 2 地点	森林区域 B 地点	「ガイドンス 施設」区域				
2 遺構保存に 関する計画	(1) 破損及び劣化又は 風化の防止対策に 関する基本的な考 え方	ア 保存管 理のため の施設 の設 置	(ア) 標識			●				
			(イ) 説明板			●				
			(ウ) 境界標					● [公道ほか]		
			(エ) 囲い		●	●				
		イ 植生管理	●				● [A / B1 / B3]			
		ウ 来訪者の誘導・規制	●	●						
		エ 国道通行車両の路 外逸脱の防止						● [公道]		
	(2) き損又は衰亡している場合の復旧（修理） の在り方についての方向性・目標					● [公道]	● [11号]			
	(3) 適切な区域の追加指定についての方向性と目標						●			
3 動線計画	(1) 見学者動線・ 管理用動線	ア 見学者動線	●	●						
		イ 管理用動線		●	●					
	(2) 来跡動線	ア 車両動線								● [市内]
4 地形造成に 関する計画	(1) 地形復元		●			● [B 1 / B 3]		● [11号]		
	(2) 公開・活用のための施設		●	●	●					
5 遺構の表現 に関する計 画			●			● [B 1 / B 3]				
6 修景、植栽 及び植生管 理に関する 計画			●	●		● [B 3]				
7 案内・解説 施設に関す る計画	(1) 案内板				●					
	(2) 解説板		●	●	●					
8 管理施設及 び便益施設 に関する計 画	(1) 管理施設	ア 維持管理施設			●					
		イ 管理運営のための 建物			●					
	(2) 便益施設	ア 休憩施設	●		●					
		イ トイレ・手洗い・ 水飲み			●					
		ウ 緑陰	●							
9 公開・活用 及びそのた めの施設に 関する計画	(1) 公開・活用施設	ア 園路	●	●	●					
		イ 広場	●							
	(2) 「ガイドンス施設」				●					
	(3) その他の施設	ア 多目的広場			●					
		イ 管理ヤード			●					
	ウ 駐車場			●						
10 周辺地域の 環境保全に 関する計画								●	● [周辺区域]	
11 地域全体に おける関連 文化財等と の有機的な 整備活用 に関する計画	(1) キウス4遺跡・キウス7号周堤墓							● [7号]	● [市内]	
	(2) 千歳市埋蔵文化財センター								● [市内]	
	(3) 史跡ウサクマイ遺跡群・美々貝塚ほか								● [市内]	
	(4) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産								● [市外]	
12 整備事業に 必要となる 調査等に関 する計画	(1) 発掘調査		●	●		● [B 3]				
	(2) 植生調査		●	●						
	(3) 測量調査		●	●	●					
	(4) 地盤調査		●	●	●	● [B 3]				
13 公開・活用 に関する計 画	(1) 公開		●	●	●					
	(2) 活用		●	●	●					
14 管理・運営 に関する計 画	(1) 管理・運営体制の基本的な考え方		●	●	●					
	(2) 維持管理計画		●	●	●					
	(3) 運営計画		●	●	●					
15 事業計画			●	●	●					

2 遺構保存に関する計画

(1) 破損及び劣化又は風化の防止対策に関する基本的な考え方

本史跡の本質的価値を構成する遺構には、周堤墓、通路状遺構、土坑墓がある。これらは、国道337号が史跡を縦貫する箇所を除き、その全体が腐植土や火山灰といった陸成堆積物からなる「被覆土」に約60cmの厚さで覆われている。周堤墓及び通路状遺構は現地形と一体となり、その姿を地上に表出しているが、本史跡において周堤墓等の遺構を覆っている「被覆土」は単なる遺構の保護層にとどまるものではなく、現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた今日の史跡景観を形成している重要な要素（「史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素」）であることから、遺構とともに「保存」の対象として扱う。

本史跡は、史跡指定地内における現状変更等（現状変更及び保存に影響を及ぼす行為）の取扱いに基づき、厳正な保存が図られている。遺構に影響を及ぼす発掘調査と史跡整備はその必要性を十分検討し、慎重な計画と遺構保存・史跡景観への適切な配慮の下に実施することとしている。

その上で、遺構及び「被覆土」の破損及び劣化又は風化の防止対策に関する基本的な考え方は、保存管理のための施設の設置、植生管理、来訪者の誘導・規制及び国道通行車両の路外逸脱防止である。

ア 保存管理のための施設の設置

史跡を確実に保存管理するためには、その位置及び範囲を明示して周知に努める必要がある。来訪者に対して史跡の護るべき価値と護るべき範囲を周知するものとして、標識、説明板、境界標を設置する。

これらの保存施設は、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号）に基本的な仕様が定められている。この規定を基本としつつ、設置に当たっては本史跡の具体的な保存管理方針に基づき、地下遺構の適切な保存及び景観への適切な配慮の下に、それぞれふさわしい位置・工法・材料及び意匠等を検討する。

(7) 標識

標識は、文化財保護法により史跡に指定されていることを現地で示す上で重要なものである（写真16）。したがって、標識の設置に当たっては史跡の保存と活用の観点から、指定地への導入部となる「ガイダンス施設」区域の多目的広場付近を適切な位置として検討する。

(4) 説明板

説明板は、文化財保護法により指定された史跡の価値及び範囲等を現地において伝達する上で重要なものである（写真17）。「ガイダンス施設」区域の多目的広場における設置を検討する。

(7) 境界標

境界標は、指定に係る地域の境界線が屈折する地点及び主要な地点に設置して、史跡の指定範囲を現地において明示する上で重要なものである。現在、令和元年（2019）の追加指定範囲に係る境界標が土地境界標を除いて仮木杭を代替品としており、今後これら7基ほどの正規境界標への交換設置が必要となるが、施設の設置の時機については、追加指定地の公有化の進捗状況や地積測量の可否を踏まえて適切に判断していく。



写真16 標識の事例（特別史跡大湯環状列石）



写真17 説明板の事例（史跡阿光坊古墳群）

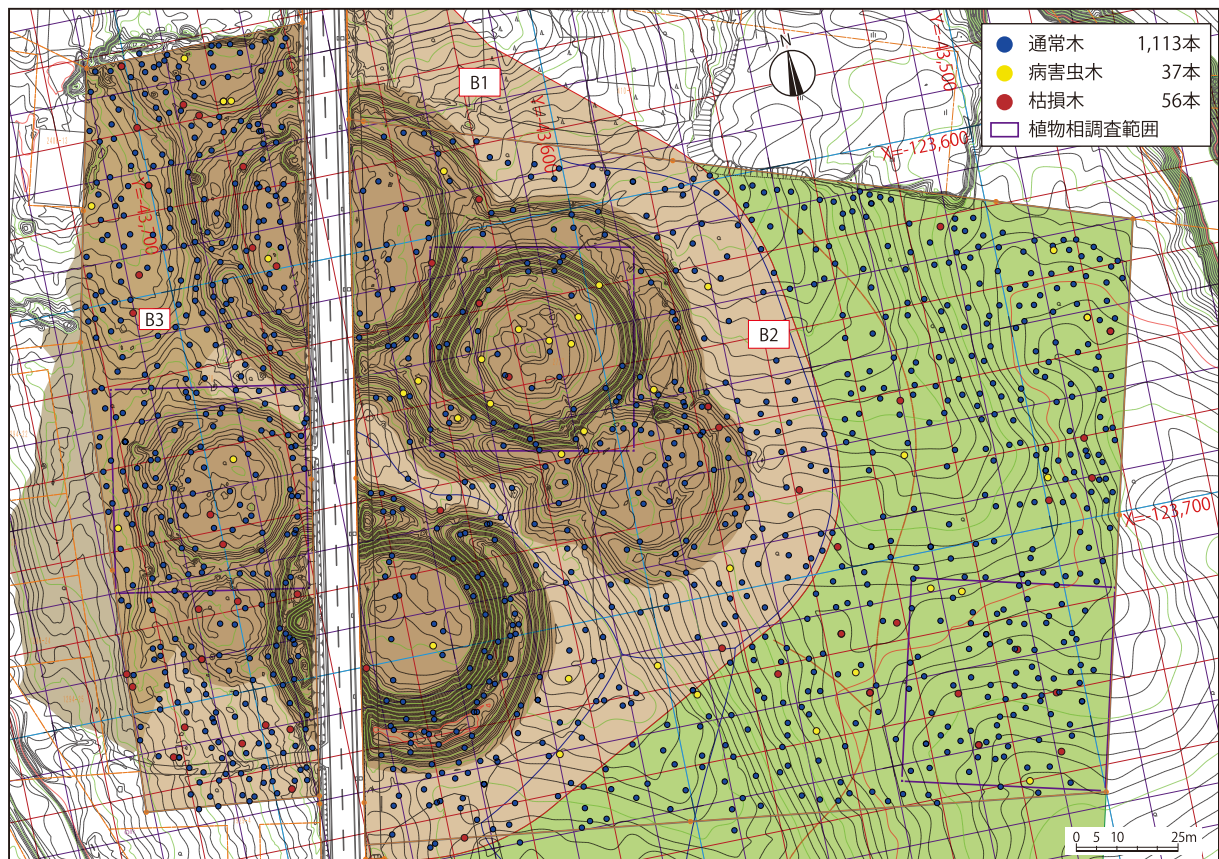


図 17 立木調査図（中央 2777 番・2778 番。令和元年調査）

(エ) 囲い

囲いは史跡が森林環境下にあることから設置せずに、その代わりに「ガイダンス施設」区域において、林帯の切れ目となる園路出入口（多目的広場及び駐車場通路）に簡易なロープ柵又はチェーン柵等を設置して、非公開時の人の侵入を防ぐことを検討する。

イ 植生管理

周堤墓（群）は周辺の自然及び地形と一体となった構築物であるため、保存のための維持管理が不可欠である。風倒木及び樹根が原因となる遺構等のき損防止策として、既存樹木の整理を行う。これは「早期に整備を図るべき区域」である遺構区域 B 2 地点及び「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」の遺構区域 B 3 地点を対象とする（図17）。民有地である遺構区域 B 1 地点（「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」）については、所有者の樹木整理に対する理解と協力を求めていく。

既存樹木の整理は、現地表面の起伏で遺構の形状を視認できる範囲（周堤外縁から 3 m 外側までの範囲）について、既存樹木を人手により伐採（皆伐）、搬出し、その株は除去しないで残置して自然に腐朽させる。伐採は年間最大約 30 本を伐採本数の目処とするが、B 2 地点で約 270 本、B 3 地点で約 350 本が対象となり、数量が多く、また樹高 15～20 m 程の高木が多数含まれていることから、実施に当たっては長期的な期間を考えていく。景観の急激な変化を避けるため、公共座標を基準とする 10 m 方眼の区画を設定して、各区画内の森林密度が等しくなるようにして伐採を進めていくが、施設設置工程を考慮しながら、周堤天端・法面箇所の樹木を優先的に整理する。生育状態の観点では、枯損木・病虫害木（B 2 地点で約 20 本・B 3 地点で約 30 本）を早急に伐採する。それ以外の既存樹木の伐採は胸高直径 20 cm、樹高 15 m 以上を基準とし、生育状態を見ながら実施していく。既存樹木の整理は伐採のほか、遺構上に実生木等の萌芽が見られた場合は発見次第これを除去する。

この遺構区域B 2・B 3地点では、遺構の表現等の目的で林床の草本を刈り払うが、除根（すきとり）せずに草本が地表面を被覆する状態を維持することにより、遺跡を覆う表土の地表面を安定させ、雨水・表面排水等による「被覆土」の流亡を防止して、遺跡の確実な保存を図る。周堤墓範囲の既存樹木がほぼ整理されている遺構区域A地点（民有地。「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」）及びB 1地点においても、周堤墓の現状確認のために、土地所有者の理解と協力を得て、草本の刈り払いを実施していく。

ウ 来訪者の誘導・規制

周堤墓（群）が現地形に遺存しているため、整備後の活用に伴って来訪者の踏圧等が地形と一体となった遺構及び「被覆土」並びに史跡景観に負の影響を及ぼすことがないように、来訪者を適切に誘導し、行動範囲を限定するため、来訪者動線に園路・広場などの公開・活用施設を設置する。公開・活用の条件に適う遺構区域B 2地点及び森林区域B地点の一部を対象とする。

本史跡では、周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌が、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観をなしていることから、周堤墓を構築するために縄文人が選んだ土地の特徴もこれに反映されている。したがって、これを理解するためには、周堤墓の外側のある程度の範囲の地形を周堤墓群の地勢と一体的に捉える必要がある。ここでは周堤墓群が巨大であるため、その範囲は少なくとも周堤外縁から20mほど外側までの範囲である必要がある。地形は史跡の本質的価値を構成する要素であるから、特に遺構の立地を示すこの範囲の地形については、地表を掘削して地形の起伏をき損することなく、周堤墓や通路状遺構と一体的に保存していく必要がある。

それゆえ、遺構及び地形、「被覆土」の保存を前提とする施設の設置に当たっては、周堤外縁から約20m外側までの範囲においては、地形の起伏をそのままに設置が可能な空中架設を基本的な構造・工法とする。これ以外の範囲においても、設置に際しては遺構に負の影響を与えないことのない、かつ地形の改変範囲（「被覆土」の掘削範囲）を必要最小限とする構造・工法とする。

エ 国道通行車両の路外逸脱の防止

史跡指定地を縦貫する国道からの車両の路外逸脱による遺構のき損防止策について、道路管理者との管理協定に基づく協議の中で検討していく。

(2) き損又は衰亡している場合の復旧（修理）の在り方についての方向性・目標

「他の土地利用形態を温存させる区域」における国道337号の縦貫によるキウス2号・4号・5号及び11号の各周堤墓のき損箇所について、当面は道路の存在が地域社会にもたらしている意義を踏まえ、今以上の史跡の価値の低下や遺跡の損壊を招かないよう経過観察を実施して保存管理を進める。車両の史跡内通行に伴う荷重・振動や道路施設の経年劣化が遺構に及ぼす影響について、特に国道脇の遺構の状態を注視していく。これに異常が発見された場合には、道路管理者と協定に基づき協議を行い改善を図る。

「保護を要する範囲」（「当面の間は現状保存を図り、追加指定を目指すべき区域」）において追加指定・公有化がなされた場合には、11号周堤墓の周堤が消失した北半部分について、残存する遺構の状態に基づき、周堤の復元を行うのか、周堤を復元しないで堅穴部分・くぼみ内墓坑の見せ方に重きを置くのかなど、遺構の表現と合わせて修復を検討する。

(3) 適切な区域の追加指定についての方向性と目標

史跡指定地に隣接する「保護を要する範囲」に本質的価値を構成する遺構と同一・同等の遺構が確認されていることから、史跡のより万全な保存を目指す観点からは現状の指定地に不足があると判断される。

したがって、この区域については、土地所有者等の協力を仰ぎ、同意があり次第、保存目的の確認調査などを実施して、本質的価値を構成する遺構の態様に基づき追加指定を図る。

3 動線計画

(1) 見学者動線・管理用動線

ア 見学者動線

(7) 全体的な構想

見学者動線は、「ガイダンス施設」区域（「ガイダンス施設」・多目的広場、見学者用駐車場）を起点として、各遺構区域を結ぶものである。遺構等のあり方から往時の周堤墓を連絡した動線が推定される場合には、空間構成上の本質を理解するため、この「往時の動線」を来訪者動線として設けるほか、遺構に依拠して史跡の特徴を理解するための視点に基づく動線「活用上の動線」を設置する（図18）。

「往時の動線」は、遺構区域B地点（～C 2 地点）において、群在する周堤墓群の西側縁辺部で地上に表出し、4号・5号・12号の各周堤墓周堤低下部が面する「通路状遺構」箇所と、これに接続して1号・3号と2号周堤墓の間を走り、これら周堤墓の周堤低下部が面する「浅い谷地形」箇所である。往時の視線をなぞり、墓地群の光景を彷彿させる体験的な視点を提供するものである。

「活用上の動線」は、遺構区域B地点（～C 2 地点）において「往時の動線」と接続し、周堤墓（群）の外周をめぐり、ここと「ガイダンス施設」区域（駐車場を含む）と結ぶ。加えて、遺構区域B地点と、ここから離れた遺構区域A地点及びC 3 地点とを結ぶことを計画する。周堤墓群の構造や立地環境などを理解するための学習的視点を提供するものである。

なお、周堤低下部に位置すると推定される周堤墓内部空間への往時の動線については、遺構及び史跡景観の保存の観点から、施設を設置することによって遺構及び史跡景観に与える負の影響が大きいと考えられるため、来訪者動線（「往時の動線」）に設定しないこととする。

「往時の動線」と「活用上の動線」の表記については、一般の来訪者にはなじみの薄い言葉であるため、案内板等で説明する場合、親しみやすい名称に変更することを検討していく。

(4) 第Ⅰ期整備計画の動線と見学ポイント

第Ⅰ期整備計画の範囲においては、対象区域である遺構区域B 2 地点及び森林区域B 地点に見学動線を確保する（図18）。これは「ガイダンス施設」区域（駐車場→「ガイダンス施設」・多目的広場）を起点として、3号周堤墓の南東地点で「浅い谷」地形の両側に立地する周堤墓群を見渡せるポイント（VP②）を経由して、3号周堤墓から2号周堤墓の南東側を通って起点に戻る反時計回りのルートを基本として、この見学ポイント（VP②）から2本の動線を拡張する。1つは「往時の動線」で、北西方向の浅い谷を歩き2号周堤墓北側の見学ポイント（VP④・VP⑤）に赴くもの、もう1つは「活用上の動線」で、3号周堤墓から1号周堤墓の外縁を歩いて1号周堤墓の北側の見学ポイント（VP③）に赴くものである。

見学ポイントは、来訪者に本史跡の本質的価値の理解を促すため、1）周堤墓が立地する地形の特徴、「浅い谷」地形（「往時の道」）と鈍頂な尾根地形が説明される地点（VP①）、2）周堤墓群の連なりを見て、最大級の規模を有する周堤墓が群在することが理解される地点（VP②）、3）1号周堤墓を中心として、周堤墓群の連なり（周堤の共有）が説明される地点（VP③）、4）2号周堤墓の内部を覗き、構造の特徴が理解される地点（VP④）、5）史跡の公開範囲が限定的である中で、道路に分断された2号周堤墓・4号周堤墓の連続性を看取でき、国道西側へ続いて広がる周堤墓群及び「浅い谷」地形と、これに接続する「通路状遺構」の様子を通じて、全体として広域な墓地の集合体を形成していることが理解される地点（VP⑤）の5か所を検討する。

イ 管理用動線

管理用動線は、伐採幹・枝の搬出等、日常の維持管理のための動線である。これを使用しての維持管理作業が来訪者の見学や安全性・快適性の確保等に支障を来さないようにするため、見学者用動線とは別に設ける（図

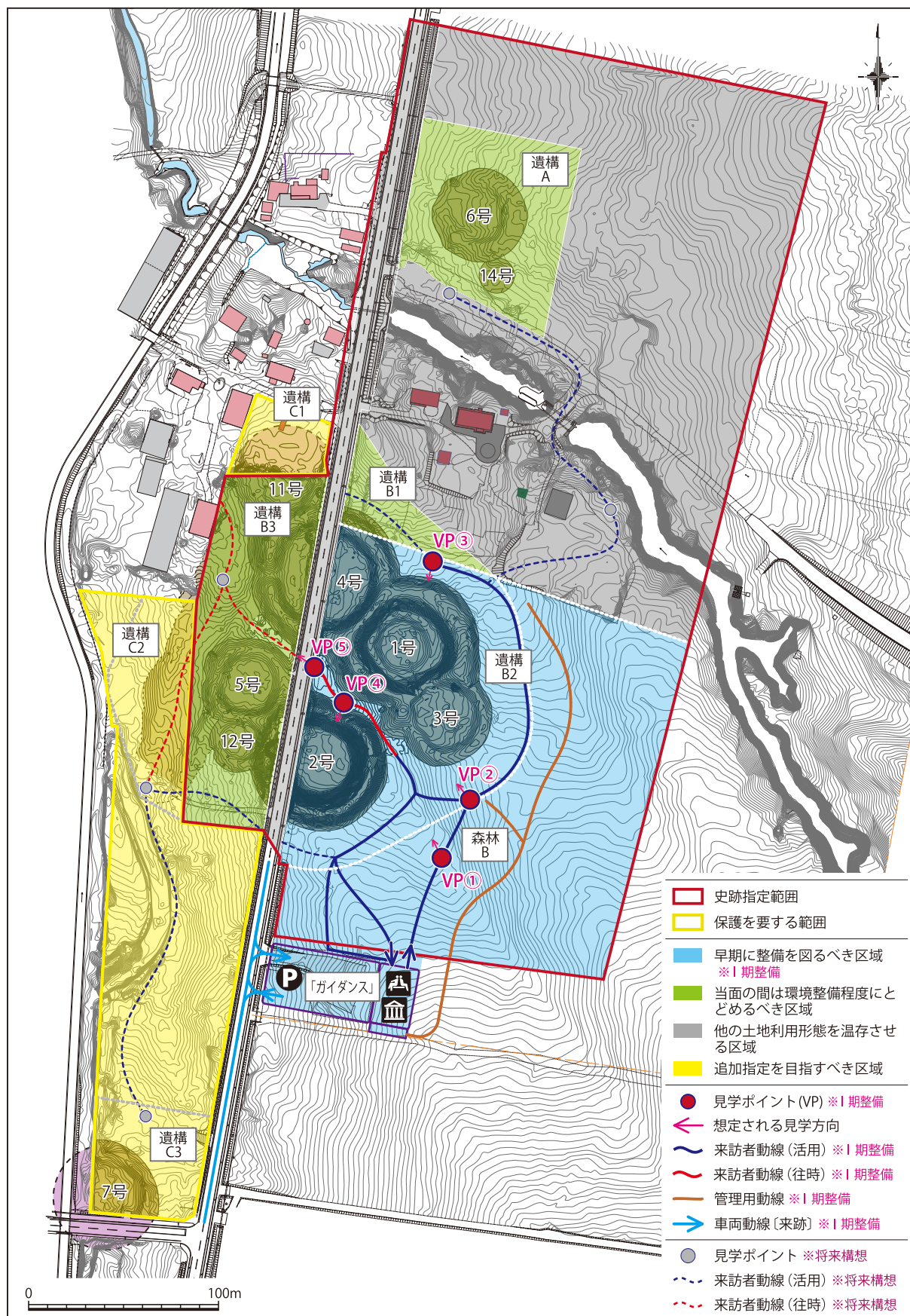


図18 見学者動線・管理用動線計画図



図 19 広域誘導図

18)。「ガイダンス施設」に南隣する管理ヤードを起点・終点、公有地境界（民家区域と森林区域B地点との境）を折り返し点として、森林区域B地点内に公開・活用する遺構区域B2地点の東側をとりまくように配置する。

(2) 来跡動線

ア 車両動線

本史跡の近傍に公共交通機関がないため、史跡への来訪手段は主に自動車の利用である。直接の来跡動線は、本史跡を縦貫し見学者用駐車場が接する国道337号である。史跡はこうした立地にあるため、来訪者が市内はもとより市外からもアクセスしやすい道路環境にある。

国道337号は、本史跡を起点として、上りは千歳市街地方面へ、下りは長沼町・江別市方面へ至り、史跡から約8km南西の市街地において国道36号（札幌市一室蘭市）、道道支笏湖公園線と接続する。また、国道337号は見学者用駐車場から南へ300～700mの区間において、千歳市埋蔵文化財センターからの経路である市道中央都線のほか、北海道横断自動車道の道東自動車道千歳東インターチェンジ及び地域高規格道路（自動車専用）の道央圏連絡道路（国道337号バイパス）泉郷道路中央ランプと接続しており、これらの路線が市内・市外からの主要な動線として設定される。

スムーズな移動を促す情報を提供して、これらの路線を利便性の高い動線として整備するため、史跡の交通案内板・標識を千歳東インターチェンジ、泉郷道路中央ランプ付近を中心に郊外5地点及び市街地での設置を計画する（図19）。市街地方面では道の駅・千歳水族館や新千歳空港、支笏湖温泉などの集客施設からの動線をわかりやすくするため、国道36号及び国道337号での設置を検討する。

4 地形造成に関する計画

(1) 地形復元

地形復元とは、自然の成因によるものか、人工的な造成によるものかの違いを問わず、史跡のかつての地表面の起伏を復元的に造成することである。本史跡において、かつての地表面の起伏は「被覆土」に覆われて周堤墓及び通路状遺構の形状と一体となり、現地表面に表現されていて、周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌は現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観をなしていることから、本質的価値の保存についての基本的な考え方に基づき、遺構区域B地点における現在の遺存状況をそのまま保存していく。したがって、遺跡の表現について地形復元は行わないこととする。

「保護を要する範囲」（「追加指定を目指すべき区域」）におけるキウス11号周堤墓について、切土整地されて周堤が消失したその北半部分の遺存が確認されて追加指定・公有化がなされた場合には、キウス11号周堤墓当該箇所保存及び遺構表現において、盛土造成による地形復元（周堤と中のくぼみの「修復」）もひとつの手法として検討する。この際には、盛土厚と周辺地形との調和について十分配慮するとともに、地被植物等による表面の被覆など雨水等による盛土（土砂）の流出を防止する必要がある。

(2) 公開・活用のための施設

遺構区域B2地点及び森林区域B地点において、地表面に敷設する園路及び管理用道路（砂利敷き）の路床の形成を行うために、現状の地盤面に盛土等を施して地形を造成する。史跡景観を形成する重要な要素である「被覆土」の保存及び地形・史跡景観の保全の観点から、盛土等については必要最小限の規模とする。

史跡指定地外の「ガイダンス施設」区域においては、「ガイダンス施設」及び多目的広場等、各種構造物等の支持基盤の形成を行うために、現状の地盤面に盛土等を施すなどして、駐車場と一体となった地盤整備を行う。

5 遺構の表現に関する計画

遺構区域B地点において、周堤墓（群）及び通路状遺構は形態及び相互の配置が地勢により現地表面に表現されていることから、B2地点においては周堤墓（群）を現在の遺存状況のまま「展示」することとして、現地形に表出している遺跡の形態上の特質を視覚的に把握しやすくするために、修景（樹木の伐採等）を行う。

また、周堤内の土坑墓についての遺構表現は、周堤墓の構造（中央部のくぼみ（墓域）に土坑墓があること）を見える形でわかりやすく伝えることができる良好な露出展示方法である。しかし、過去の発掘調査が部分的で土坑墓群の全体像が判明していない。そのため見学者に誤解を与える可能性があることから、今後新たな情報を収集しながら適切な遺構表示の時期や内容・表現方法を検討していくこととする。

6 修景、植栽及び植生管理に関する計画

修景とは、史跡の空間が持つ各種の効果を高めるために、新たな緑化植物を植栽し又は既存植生を制御・整備することをいう。本史跡の場合は森林環境下にあり、公有地（遺構区域・森林区域）においては縄文時代後半期の推定植生に近い落葉広葉樹林となっていることから、既存植生の制御・整備を基本的に行う。

ここでは、現状の地形に史跡としての本質的価値が表れていることから、遺構区域B2・B3地点を対象として、遺構の破損又は劣化の要因を取り除いて保存を確実にする（2(1)イ 植生管理）とともに、遺構の規模・形態を明示して現状の地形に表出している遺跡の形態上の特質を視覚的に把握しやすくするため、また林床環境を適度に維持するために、遺構の周辺については必要最小限の修景を行う。下層植生の乏しい林床環境は、降雨時に地表流が発生し、土壌が流出することがある。適度に陽光が入り、下草が維持され、林地面が荒らされず、常に落葉が地表面を被覆する状態で、ササ類や外来種の侵入を防いでいく。

修景は、現地表面の起伏で遺構の形状を視認できる範囲（周堤外縁から3m外側までの範囲）については前述したとおり既存樹木の伐採（皆伐）であり、この範囲の外側の樹木については、適度な緑陰の配置や見学ポイント、園路からの眺めに配慮しつつ、上部空間が開放的となりすぎることにより林床へのササなどの侵入がないよう間伐（除根なし）や枝払いを計画する（図17）。緑陰や林床等のために残す樹木はつる切り等を行って育成を図り、天然更新を促す。

遺構区域B2・B3地点全体の林床の草本は、遺構の輪郭及び地形の起伏（地勢）が不明瞭にならないように、またB2地点においては園路が不案内にならないよう、春期～夏期に2～3回刈り払う。残置倒木・伐採木は、史跡景観や周堤墓の見学に負の影響を与えることがないよう、支障箇所からの撤去を検討する。

園路・見学ポイントを設定する森林区域B地点では、遺構区域とのつながりにおいて視界の閉鎖と開放を取り混ぜためりはりのある空間を創造するために、樹林に手を入れず天然更新を促して自然林の状態を維持するが、施設付近では来訪者の安全を確保するための除草や倒木・枯損木等の除去を行う。

外来植物が今後確認された場合には、現状の林相を維持するため、これを取り除く（樹木の除根なし）。

7 案内・解説施設に関する計画

案内・解説施設は、史跡見学の導入部に当たる「ガイダンス施設」区域の多目的広場及びここを起点・終点とする来訪者動線上の見学ポイントに、必要最小限の数量をもって配置する（図20）。施設の設置に当たっては、史跡が持つ本質的価値の保存に十分留意し、景観面では施設の高さ・色彩・材料等に配慮し、史跡の空間構成及び個々の構成要素の視覚的印象を阻害することのないようにする。特に周堤墓群の範囲内での設置には配慮が必要であり、場合によってはリーフレット等に解説機能を代替することも考慮に入れておく。

(1) 案内板

案内板は、来訪者に対して敷地内に所在する史跡の本質的価値を構成する諸要素及び便益施設等の諸施設の所



写真18 案内板の事例(1) (特別史跡大湯環状列石)



写真19 案内板の事例(2) (特別史跡大湯環状列石)



写真20 案内板の事例(3) (史跡常呂遺跡)

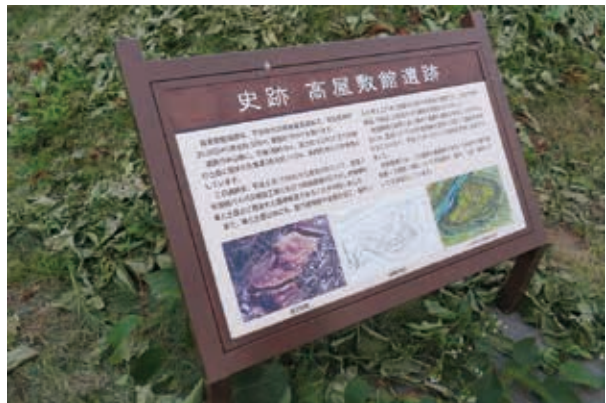


写真21 解説板の事例(1) (史跡高屋敷館遺跡)



写真22 解説板の事例(2) (史跡阿光坊古墳群)



写真23 解説板の事例(3) (史跡大船遺跡)



写真24 遺構表示板の事例 (特別史跡大湯環状列石)



写真25 誘導標の事例 (史跡阿光坊古墳群)

在を示して、史跡の中を適切に誘導するためのものである（写真18～20）。「ガイダンス施設」区域の多目的広場における設置を検討する。

誘導標は園路の分岐箇所のほか、駐車場から多目的広場への案内用にも設置を検討する（写真25）。また、注意、禁止、告示、危険予防等の事項を記した認知のための掲示板も適宜設置することを検討していく。

史跡名称を表示した車両向けの大型サインとして、園名板を「ガイダンス施設」区域の駐車場入口付近への設置を検討する。

(2) 解説板

解説板は、史跡の全体もしくは各個別の遺構に関する内容及び本質的価値に関する情報を、文字・図版・写真等によって補足的に伝達するものである（写真21～24）。多目的広場には保存管理のための施設「説明板」としてあり、遺構区域B 2地点～森林区域B地点の各見学ポイント（見学デッキ及び「広場」）には、景観に配慮して最小限の大きさとした「解説板」を1基ずつ、合計5基の設置を検討する。

これらでは、最大級の規模を有する周堤墓が群集して国道の両側に広がり、史跡は全体として広域な墓地の集合体を形成していること、構築時の外観を現地表でもそのまま確認することができ、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡景観をなしていること、周堤墓群は地形や往時の道との関係性を持って配置されていること、1号・2号周堤墓の発掘状況等を解説する。

現在、見学路入口にある「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産としての解説板は、整備においてはオリエンテーションの場である多目的広場に移設する。

8 管理施設及び便益施設に関する計画

史跡への来訪者が快適に見学できるように、必要最小限の休憩施設、トイレ・水飲み、照明等の施設を設置する。

(1) 管理施設

ア 維持管理施設

維持管理施設は、いずれも史跡指定地外の「ガイダンス施設」区域に設置する。史跡の保存に影響を与えない位置・設備・工法を選択する。

(7) 防災設備

警報装置（機械警備）、防火設備、消火設備（消火器、屋内消火栓設備）は「ガイダンス施設」に設置する。防火設備、消火設備の設置は、建築基準法や消防法等法令に基づく。

(4) 水道設備

水道設備は、飲水及び手洗い、施設清掃等に必要の水を供給するための給水設備を設置する。国道歩道下の既設水管から新たな配水管を分岐させ、駐車場南縁に配管、埋設して「ガイダンス施設」・多目的広場まで引き込む。

(7) 照明設備

照明設備は史跡の夜間利用を想定しないため、「ガイダンス施設」近辺での秋期通行の安全確保及び治安維持のために必要最小限の範囲で設置することを検討する。

(イ) 「ガイダンス施設」諸設備等に電力を供給するための電気設備

電気設備（配管・配線等）は、国道沿い西側の既設電線から「ガイダンス施設」区域に引き込む。電力線は、「ガイダンス施設」区域では景観への配慮から駐車場南縁箇所での地中埋設を検討する。ハンドホール、マンホールを配管・配線の管理を目的に設置する。

(オ) 管理用道路

管理用道路は、「ガイダンス施設」付設の管理ヤードを起点・終点とする森林区域B地点内の管理用動線に設置する（図20）。砂利舗装で、1号周堤墓付近まで延びる主線のほかに、「広場」付近に接続する支線も検討す

る。先端部で折り返しが可能な車両用道路（2tトラック対応）の仕様を検討する。道路の両脇は幅1mの間隔をもって樹木を伐採する（除根なし）。

（カ）私有地との境界柵

遺構区域B 2地点とB 1地点との土地の境界にロープ柵等を設置して、来訪者の私有地への立入を防ぐ。

イ 管理運営のための建物

管理棟、用具等の倉庫は単独の建物とせずに、「ガイダンス施設」にその管理機能を併設する。

（2）便益施設

ア 休憩施設

ベンチは、遺構区域B 2地点の見学ポイント「広場」に2基、指定地外「ガイダンス施設」区域の多目的広場に2基の設置を検討する（図20）。

イ トイレ・手洗い・水飲み

史跡指定地外「ガイダンス施設」区域に設置する。トイレ・手洗いは「ガイダンス施設」内に、水飲みは多目的広場、清掃用水場は管理ヤードに設置を検討する。トイレは、男子用・女子用・身障者用（ファミリー用兼用）の別とする。

ウ 緑陰

史跡の環境を良好に保つために設置する樹木である。史跡指定地内での既存樹木の整理において、遺構区域B 2地点での遺構範囲外で、見学ポイント・「広場」からの眺めや園路の位置等を考慮しながら設定する。

9 公開・活用及びそのための施設に関する計画

（1）公開・活用施設

来訪者が史跡を見学して、その本質的価値を学習するために必要な施設である。史跡見学の導入部に「ガイダンス施設」・多目的広場を設置し、これを発着点とする遺構区域B 2地点及び森林区域B地点の見学者動線上に、園路及び見学デッキ、「広場」を配置する（写真26～33参照）。園路は耐凍害性を考慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」【改訂版】（平成24年（2012）3月 国土交通省）に基づき、バリアフリー対応とする。

ア 園路

園路の設置に当たっては、公開・活用区域をバリアフリー対応とするため、適切な緩勾配を確保し、幅員を2.0mとして計画する（図20）。園路は回遊式ではないため、終点部となるVP③やVP⑤では、混雑の緩和を目的に複数の来訪者がスムーズに折り返すことが可能となるスペースを設ける。また、周辺となじむような彩度の低い色を選び、素材についても自然素材を基調とする。

周堤外縁から約20m外側までの範囲においては、遺構及び「被覆土」の保存及び地形と一体となった遺構群の地勢・地貌の保存を前提として、遺構の表現と明確に区別するため、園路は地表面を掘削しない空中架設を基本的な構造・工法として、素材においても全体の景観と調和する「木道」の採用を検討する（写真26～29）。「木道」は地盤より0.2～0.5mの高さを想定する。

周堤墓から距離を持つ森林区域の林床においても本来史跡保護の観点から園路として空中架設・自然素材によるものが望ましいが、これの将来的な管理性の観点から全経路での導入は難しいため、この箇所において園路は遺構に負の影響を与えることのない、かつ地形及び史跡景観に与える負の影響を最小限とする構造・工法の「舗道」の採用を検討する（写真30～32）。路床形成に伴う「被覆土」の掘削範囲及び地形改変範囲（盛土等）を必要最小限として、現地がなだらかに傾斜しているため舗装高は現地盤とほぼ同じ高さとすることが可能である。舗装材はバリアフリー対応の脱色アスファルト舗装、ウッドチップ舗装（ウッドチップを樹脂で固めた舗装）、土系自然色舗装を候補として検討する。脱色アスファルト舗装はウッドチップ舗装、土系自然色舗装と比べて、

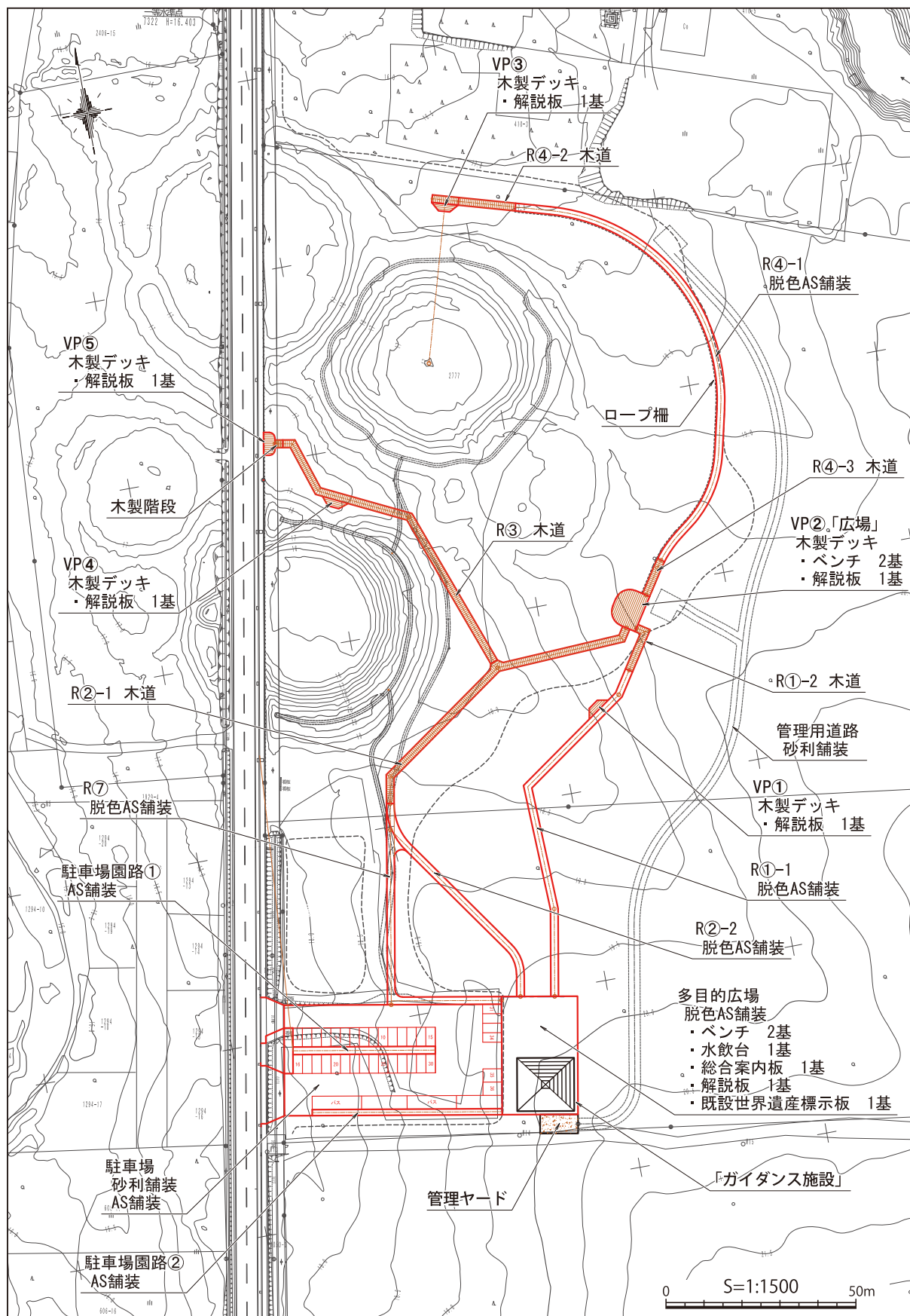


図 20 園路計画図



写真26 園路「高架木道」の事例(1) (パンケ沼園地：木材+木材)



写真27 園路「高架木道」の事例(2) (津別町民の森：鋼材+再生木材)



写真28 園路「高架木道」の事例(3) (下サロベツ園地：木材+木材)



写真29 園路「高架木道」の事例(4) (西岡水源地：鋼材+再生木材)



写真30 園路「舗道」の事例(1) (特別史跡三内丸山遺跡)



写真31 園路「舗道」の事例(2) (史跡大船遺跡)



写真32 園路「舗道」の事例(3) (史跡北黄金貝塚)



写真33 見学デッキの事例 (特別史跡大湯環状列石)

車椅子対応、長寿命化、経済性の面で優れるが、維持管理性で劣る（補修材が割高である）性質を持つ。

見学デッキは見学ポイントに設ける（写真33）。木製デッキ構造とし、園路と同様の地上高を想定する。解説板を各1基付設する。

森林区域B地点の園路では、その両側1mずつの幅をもって樹木を伐採し（除根なし）、空間を確保する。

イ 広場

来訪者の休憩、団体見学の案内等の活動に供される施設である。見学者動線上、多目的広場から入り森林区域を出たところ（3号周堤墓南東地点）の見学ポイントVP②に設置する（図20）。木製デッキ構造とし、約50人が集合可能な広さを持ち、解説板1基、ベンチ2基を付設する。

(2)「ガイダンス施設」

「ガイダンス施設」は、史跡が属する時代の歴史や文化を学習するための補完的建築施設である。ここで史跡の本質的価値や歴史的背景、往時の姿などを説明パネル・模型・出土品等を利用して、見学者にわかりやすく説明するものである。

施設整備については、調査・研究により得られた最新の成果を常に展示にいかし、広大な縄文墓地群の往時の風景を彷彿とさせる史跡景観を目の当たりにすることができる場所で史跡のガイダンスを展開していくことが、史跡に対する深い理解と縄文文化の効果的な学びにつながっていくものであることから、史跡を訪れた方が見学に併せてその理解を深めることができる施設を、史跡を感じる空間に整備する必要がある。

ア 施設計画

「ガイダンス施設」は、1）展示・情報発信機能、2）活用機能、3）管理・運営機能、4）便益機能の各機能を有する施設を想定する。

- 1）展示・情報発信機能については、史跡の概要をガイダンスするため、及び史跡の継続的な調査・研究に基づく積極的な情報発信を行うために、十分なスペースの確保を検討する。
- 2）活用機能については、小規模な講演会や学習会の開催に対応できる機能、小中学生の校外学習等による団体利用のための機能、また雨天時に団体利用者が休憩や昼食など多目的に利用できる機能などを想定し、十分なスペースの確保を検討する。
- 3）管理・運営機能については、施設の管理・運営を行うための事務室窓口機能や、市民ボランティアの活動拠点としての機能を設けることを検討する。また、維持管理作業やボランティア活動等で使用する道具・用具類を収納・保管する機能を設ける。
- 4）便益機能については、来訪者の利便性に供するため、トイレ・手洗い等を設置する。

これら機能に基づき、施設内の空間区分（ゾーニング）は次のとおりとする。

- ・導入部門（受付、風除室、エントランスホール）
- ・解説展示部門（テーマ展示室）
- ・活用部門（多目的研修室）
- ・サービス部門（休憩室、トイレ・手洗い）
- ・管理部門（事務室、管理室、倉庫）

加えて、「ガイダンス施設」には、文化財の展示施設として耐火性・耐震性を有する構造と適切な防火設備・防犯設備の設置が求められる。

施設の整備に当たっては、史跡及びそれを取り巻く自然景観と調和したデザインを検討するとともに、多様な来訪者に対応できるように、ユニバーサルデザインにも配慮する。

これらを踏まえ、建物は平屋建て、建築面積は200㎡程度の規模を想定する。

建設場所は史跡指定地の南側隣接地で、駐車場の東側隣接地を予定する（図20）。

イ 展示計画

(7) 展示方針

「ガイダンス施設」における展示機能は、史跡キウス周堤墓群を訪れた方々が、史跡の見学に向けて、また体験活動への参加に向けて、史跡キウス周堤墓群と千歳の縄文文化について事前学習を行う公開・活用の導入施設として重要な役割を担う。

このことを踏まえ、展示では史跡キウス周堤墓群の本質的価値や特色を発信し、同時にこれまで蓄積してきた発掘調査の成果を活用して市内の他の縄文遺跡についてガイダンス展示を行い、千歳の縄文文化の魅力を発信していく。千歳の縄文文化の魅力発信については、埋蔵文化財センターでの体系的な展示や美々貝塚保存施設の実物の展示など市内関連施設と関連付け、それぞれの役割を明確にし、来訪者を他の施設に誘うような発信に努める。なお、発信に当たっては、整備のテーマ「縄文文化最大級の墓地群を映す史跡景観の協働継承～キウスにしかないものとしての価値の享受～」を柱とし、市民ボランティアと協働で検討する。

(4) 展示計画（案）

「ガイダンス施設」における展示構成案は、次のとおりである（表9）。

表9 「ガイダンス施設」展示構成（案）

項 目	細項目
1. 千歳の縄文文化	1) 縄文文化の概要
	2) 千歳の歴史年表
	3) 地質・地形と遺跡分布図
	4) 市内縄文遺跡の概要（写真・解説パネル）
	5) 周堤墓の概説
2. 史跡キウス周堤墓群	1) 保護の歩み（写真・解説パネル）
	2) 発掘調査の成果（写真・解説パネル）
	3) キウス周堤墓群の本質的価値（写真・解説パネル）
	4) キウス周堤墓群と周辺遺跡（写真・解説パネル）
	5) 出土品展示（土器・石器・土偶・石棒など）
	6) 史跡模型展示
3. 北海道・北東北の縄文遺跡群	1) 世界文化遺産の概要
	2) 北海道・北東北の縄文遺跡群の概要
	3) 縄文遺跡群の中のキウス周堤墓群
4. 情報発信	1) 史跡キウス周堤墓群の最新情報（史跡整備情報等）
	2) ボランティア情報

(7) 展示手法

継続的な調査・研究に基づく積極的な情報発信に向けて、展示替えを容易に行うことができる自由度の高い可変展示の手法を検討する。また、来訪者の理解を深めるために、ハンズオン展示の手法やグラフィック機器などの効果的な導入について検討していく。さらに、海外からの観光客の来訪も視野に入れ、外国語表記の導入や二次元コードを活用した外国語解説への対応等を検討していく。

(3) その他の施設

ア 多目的広場

多目的広場は、史跡見学のオリエンテーションの場及び休憩の場として、史跡見学の導入部に当たる「ガイ

ダンス施設」に隣接した屋外に設ける（図20）。舗装床とし（園路と同材を検討）、総合案内板・説明板・「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産看板（移設）及びベンチ・水飲みの設置を検討する。

イ 管理ヤード

維持管理作業や管理用車両の駐車等に利用する砂利舗装の場所を「ガイダンス施設」の南隣に設ける（図20）。

ウ 駐車場

来訪者用駐車場は、史跡指定地の隣接地にある既存の駐車場を利用し、拡張整備を加える（図20）。砂利舗装とし、歩行者用通路部分をアスファルト舗装する。歩行区域のみを舗装することにより、車両走行区域と歩行区域との区分を明確にして、歩行者の確実な多目的広場・「ガイダンス施設」への誘導を図る。区画の設定に当たっては、降車後の歩行者と場内の車両の動線を合わせた安全性・効率性の確保に努める。規模は令和元年（2019）度実施の史跡将来入込予測調査「同時駐車台数」における世界文化遺産登録時の予測規模（乗用車台数30台、バス台数2台）に準じて、その他に身障者や高齢者など歩行が困難と認められる来訪者に対応する優先駐車場の設置を検討する。

10 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡の周辺地の景観はいわゆる田園景観であり、史跡指定地内から続くカラマツ林の営林地や未開墾の落葉広葉樹林等の樹林地が国道の両側で史跡の周囲を取り囲み、西側では樹林地の外側に小麦や根菜類等の畑が広がり、牧舎が建っている。

指定地と一体的な保全が求められる特定の範囲の周辺地域は、史跡指定地内と一体の価値を有する遺構が存在している「保護を要する範囲」である。この範囲が民有地であることを踏まえ、ここにおいては、キウス7号周堤墓や通路状遺構が地表面で現認されていることから「被覆土」の取扱いは慎重に行うこととし、また遺跡の立地環境を示す要素として現在の段丘地形を維持することを含めて、史跡景観に連なる景観として現状を保存していくことの必要性を土地所有者等に理解してもらい協力を得ることに取り組み、景観を保全していく。

指定地内から眺望される周辺地域は、上記の「保護を要する範囲」及び「史跡周辺区域」であり、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」における「緩衝地帯」を包括する。これらの地域の環境保全の手法には、植物の維持管理等の技術的手法と、法的・行政的手法がある。

植物の維持管理等の技術的手法には、ひとつは、隣接地に適切な緑量の緑地帯を確保し、指定地内に対する外的な阻害要素を緩和する方法があり、もうひとつは、隣接する植生を適正に制御・改善して指定地内と一体の環境形成を図る方法である。史跡キウス周堤墓群の場合、指定地内外の植生環境が連続性を持ち、隣接地に緑地帯が確保されている現状にあり、指定地内からの眺望において視界に入りこみ眺望阻害要素となる現代の建築物・構築物の視認は緩和されている。公有地においては、園路・見学ポイントを設定する森林区域B地点では、樹林地（落葉広葉樹林）の現状が良好であることから樹林に手を入れず天然更新を促して自然林の状態を維持することを植生管理の基本としており、指定地内から連続した植生である隣接地においてもこれにならい、指定地内と一体の環境形成を図る。民有地においては、営林の過程（伐採後の植林等、森林計画の方法）でこの環境維持について所有者に理解と協力を求める。

法的・行政的手法は、景観条例等を定めることにより、史跡等の周辺地域において指定地に影響を与える可能性のある一定規模の建築物の建築や開発行為を規制していく手法である。千歳市は令和3年（2021）に景観法による「千歳市景観計画」を策定しており、景観づくりの基本方針として「史跡キウス周堤墓群などの保全につながる景観づくり」がうたわれている。史跡指定地及び「縄文遺跡群の緩衝地帯」については「景観重点区域」として建築物等の高さや形態意匠等の規制を行い、重点的に景観保全を図ることとしている（第2章3(5)イ 景観法/千歳市景観条例）。それ以外の史跡周辺においても、良好な景観づくりを進めることとしている。その中に

沿道景観軸という観点があり、国道337号を含むいくつかの幹線道路についてユニバーサルデザインやバリアフリーなどの考えを取り入れ、歩行者に配慮するとともに無電柱化を促進する方針を立てている。今後、史跡周辺の景観をより縄文時代の雰囲気を感じられるようにするため無電柱化について、関係機関との検討を行っていくこととする。

千歳市では、各種法令の所管課が参加する市内「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」を設置して「保護を要する範囲」及び「史跡周辺区域」における開発の把握や調整を行っている。史跡周辺区域については、森林区域を対象として森林機能の保全を目的とする森林法に基づき土地の現状変更や森林伐採等の行為を制限しており、また都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置づけ、原則開発を禁止し、農地の転用を制限しているなど、法令による規制を伴う環境保全を推し進め、景観の一体的な保全を図る（第2章3(5) 法的規制）。

地域住民、民間団体及び事業者等に対しては、「緩衝地帯」等周辺地域の環境保全について周知し、史跡周辺環境の保護意識の醸成を図っていく。

11 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

(1) キウス4遺跡・キウス7号周堤墓

史跡キウス周堤墓群と関連付けるべき文化財は、キウス4遺跡とキウス7号周堤墓である（図21★印）。キウス4遺跡は、史跡指定地から南西へ600mほどのキウス川右岸の段丘上に立地する縄文時代後期後葉の集落遺跡であり、キウス周堤墓群の形成に大きく関係すると考えられる。現在、遺跡の大部分が北海道横断自動車道（高速道路用地）であるため、遺構確認調査によって保存が図られた11基のうち7基の周堤墓は橋脚やループの間に遺存するが、道路建設以前は畑地であったこともあり、発見当初から地表に周堤や竪穴部のくぼみによる起伏はなく現認されない。道路用地外には原野（民有地）に周堤墓が4基地表で確認される。キウス7号周堤墓はキウス2号周堤墓から南南西約250mの史跡範囲外民有地に所在し、現地表面の起伏でその存在を確認できる。市道中央都線沿いにあり、これを挟んでキウス4遺跡の対面に位置している。この近接した両遺跡は「キウス遺跡」（大場利夫・石川徹 1967 『千歳遺跡』）の周堤墓群として史跡の価値の理解に資するものであるから、道路（国道又は市道）沿いに地権者の同意と安全対策の下、両遺跡の所在を周知する標柱などの設置を検討する。

(2) 千歳市埋蔵文化財センター

遺跡を通した千歳の歴史・文化学習の導入として、埋蔵文化財センター展示室（図21★印）と活用面などで連携し、縄文文化を中心とした市内遺跡の情報を発信するとともに、千歳の遺跡を学ぶことができる学習メニューの提供を目指す。

(3) 史跡ウサクマイ遺跡群・市史跡美々貝塚・末広遺跡

市内で縄文文化における様々な生活・活動の場面を実際に訪れて見学することができる遺跡は、史跡キウス周堤墓群以外にも存在する（図21★印）。美々貝塚では現在の海岸線から約17kmの内陸部にあって、貝層断面を観察することで、漁撈生活を知り、縄文海進・気候変動を学ぶことができる。史跡ウサクマイ遺跡群では千歳川とその支流内別川と原生林に囲まれた原始の佇まいを体感することができる。周堤墓が存在していた末広遺跡は未発掘の範囲が盛土保存されて「遺跡公園」と称した地区公園となり市民の憩いの場となっているが、千歳川に臨む段丘地形は残り、遺跡の立地環境を知ることができる。千歳川はキウス周堤墓群と末広遺跡やウサクマイ遺跡群をつなぐ河川である。夏期から冬期にかけて縄文時代においても主要な食料資源であったと考えられるサケ類が遡上し、末広遺跡に近い川岸には道の駅に隣接したサケのふるさと千歳水族館、ウサクマイ遺跡群の直近には千歳さけますの森さけます情報館があり、サケ類の生態やサケ類と人との関わりを学ぶことができる（図21★印）。

こうした史跡キウス周堤墓群を始めとする史跡・遺跡と自然に見る千歳の特性をいかして、千歳らしさのある

この図は国土地理院発行の地形図 50000「千歳」(平成11年2月1日発行)「恵庭」(平成13年10月1日発行)を複製(縮小)、合成、加筆したものである。

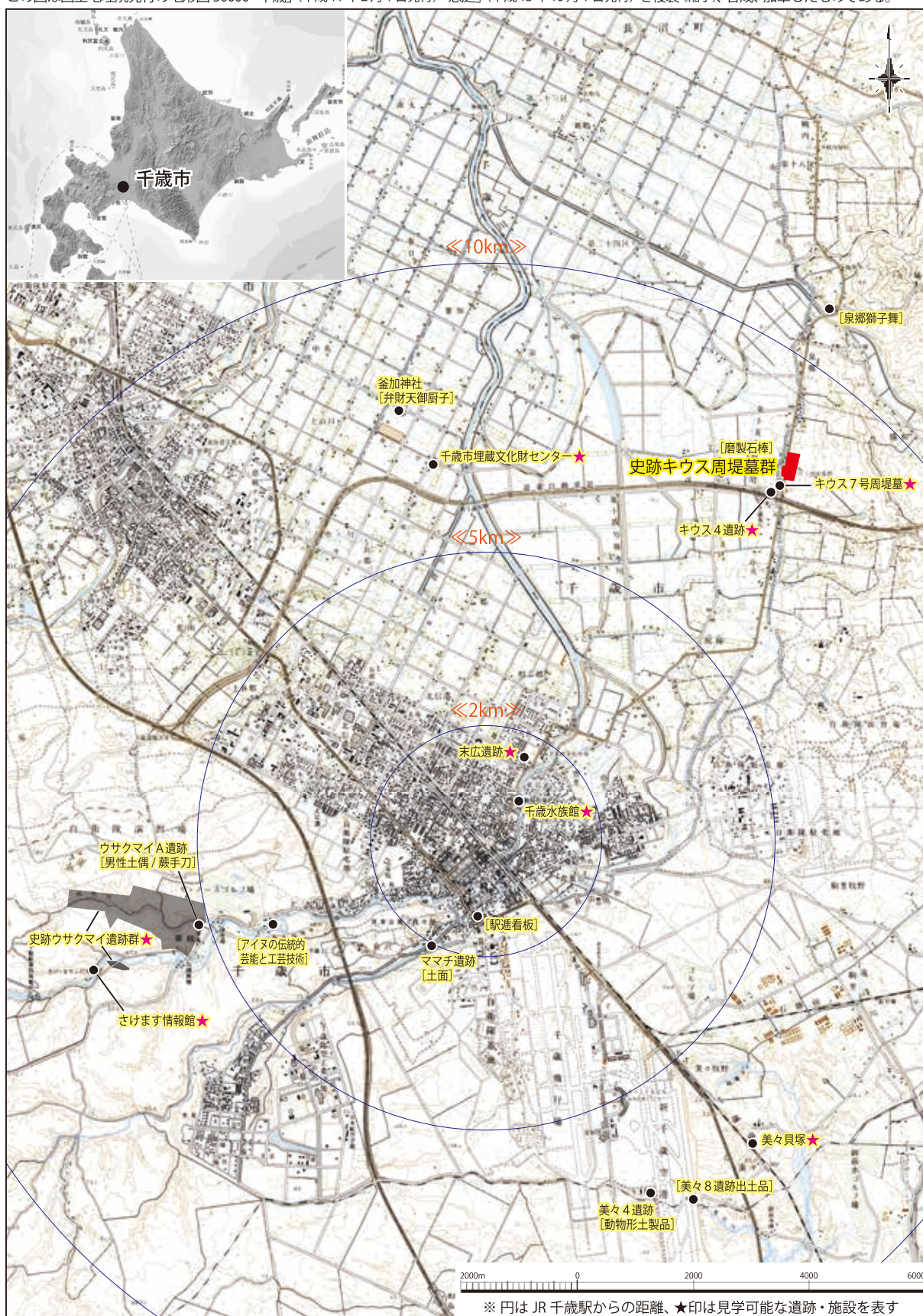


図 21 市内指定文化財ほか位置図

縄文文化の学習機会を提供することを目指す。市街地にある末広遺跡・千歳水族館以外は郊外にあり、直接赴く公共交通機関がないことから、連携して各所への誘導情報（案内板、標識、情報パンフレット）の整備を図る。

(4)「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産

世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の各構成資産と連携した情報提供の下、縄文遺跡群を一体的な歴史資産として捉えて価値を広く伝えるために、そして、来訪者が一つの歴史遺産として認識できるように、資産全体の価値や構成資産の関係性について「ガイダンス施設」において展示パネル解説を行う。また、資産保護と同時に広域的な文化的観光を推進し、情報パンフレットを整備して、道内構成資産を中心とした各地への誘導案内に取り組み、価値の発信に努める。

12 整備事業に必要となる調査等に関する計画

(1) 発掘調査

整備に必要な適切な調査範囲を選定し、その範囲内で最大限の情報の収集を目的として、保存目的及び今後の活用に供する検証目的の確認調査を計画する（図22）。記録をとり終った後には、遺構面の保存と明示を兼ねて、また将来の再調査に備え、不織布を敷くなどして十分養生を行った上で、慎重に埋め戻すこととする。現地作業、整理作業は当該年度に実施し、調査結果の公表は整備事業報告の中で行うこととする。

調査は、千歳市教育委員会が主体となり、教育部主幹（国指定史跡担当）及び埋蔵文化財センターが担当する。また、発掘調査について検討・審議するため、外部有識者を構成員とする整備検討委員会を教育委員会の附属機関として設置する。調査結果の客観的な解釈のみならず、調査範囲及び調査方法を含めた調査計画のあり方は検討委員会における十分な審議を踏まえる必要があるため、適切な時期に会議を開催する。

今後は、遺跡の内容をさらに明らかにし、その成果を展示等に活用するため、中長期的に研究目的の調査を行っていく。調査に当たっては、文化庁及び北海道教育委員会の指導・助言の下、目的・方法を十分吟味し、掘削を伴わないレーダー探査等も計画に入れて検討する。また同時に、追加指定を目指して保護を要する範囲における確認調査についても実施できるよう土地所有者との調整を図っていく。

ア 保存目的の確認調査

保存目的の確認調査は、園路・広場及び管理用道路の設置を計画する場所における遺構の有無を確認するために実施する。平成25年（2013）～29年（2017）の詳細分布調査と同様に、公共座標（平面直角座標系第Ⅻ系（世界測地系））を用いて、それぞれ20mごとのX軸、Y軸の交点を基本位置とする発掘区を必要な範囲で設定する。元文4年（1739）の地層面から手掘り（移植ごて）により発掘する。遺構が検出された場合、完掘はせず、写真及び実測図等による記録を作成する。出土した遺物は、トータルステーションで座標点及び標高を記録して取り上げる。

イ 検証目的の確認調査

検証目的の確認調査は、周堤墓の内部を対象とした過去の発掘調査の痕跡から情報を得て、遺構説明情報（野外解説板・「ガイダンス施設」展示）に反映させるために実施する。昭和39年（1964）～40年（1965）に実施されたキウス1号周堤墓及び2号周堤墓の発掘調査区を対象とする。調査は、埋め戻された土を人力で除去して過去に行われた発掘終了時点の遺構（周堤墓床面及び墓坑）を検出し、平面・土層断面を写真及び実測図等によりできる限り詳細に記録する。埋め戻された土からはフルイを使用して遺物の回収を試みる。

(2) 植生調査

樹木及び希少植物を含む草本について、分布や生育状態等、整備設計に必要な情報を得るため、令和元年（2019）の調査（図17）に引き続き、森林区域B地点の一部区域における立木調査及び遺構区域B2地点・B3地点、森林区域B地点における植物相調査（春期・秋期）を実施する。

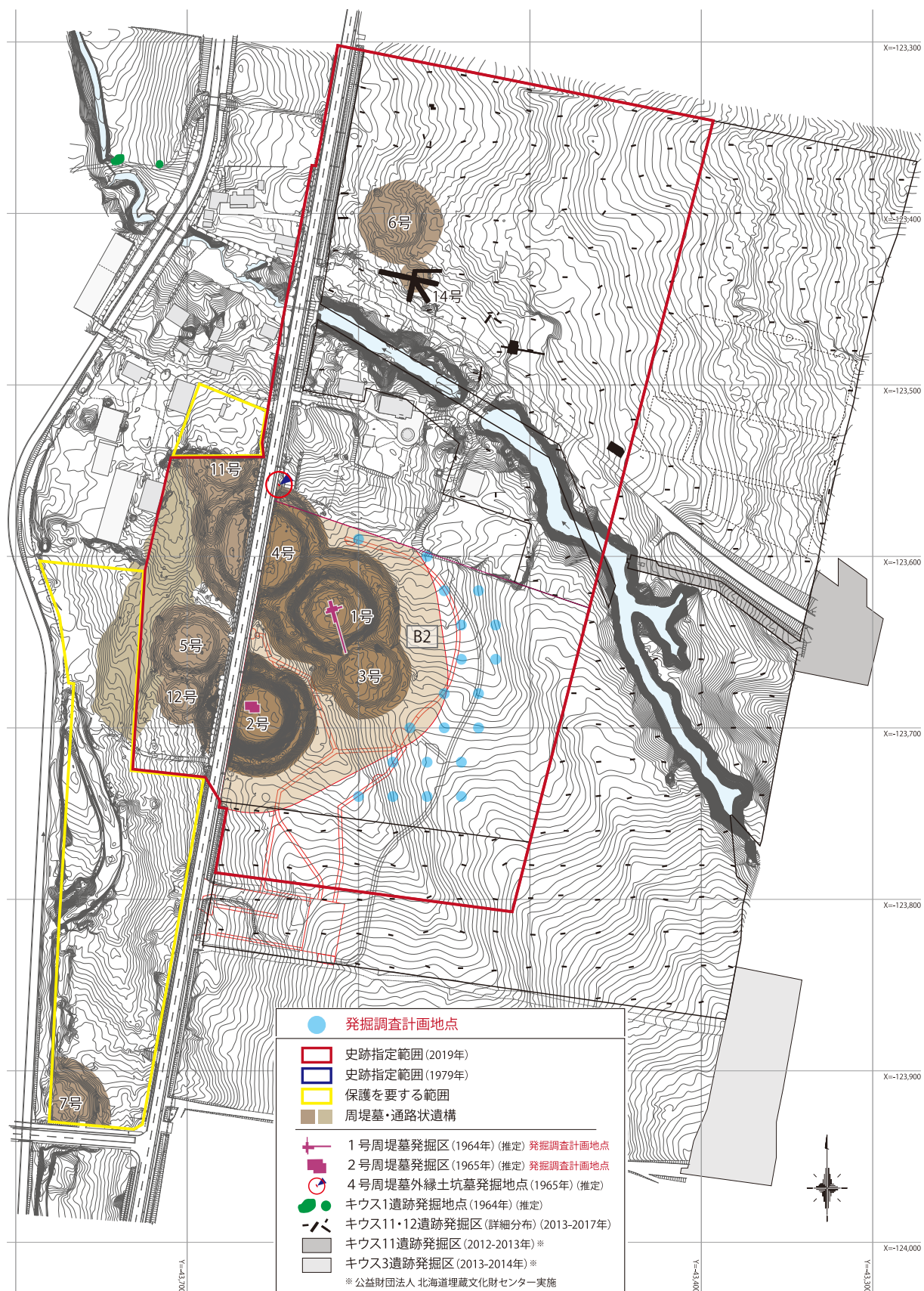


図 22 発掘調査計画地点図

(3) 測量調査

測量調査は、平成25年（2013）～29年（2017）度に作成した史跡指定地及び周辺地域の地形測量図（縮尺500分の1。指定地内周堤墓範囲とその周辺の縮尺100分の1）を基礎として、周堤上に敷いたウッドチップや林床植生の刈り払い範囲、駐車場の拡張状況等、公開・活用を計画する遺構区域B 2地点、森林区域B地点及び「ガイダンス施設」区域において測量以降に付加された情報を得て、これらの区域の現況を把握するために実施する。

(4) 地盤調査

設置が予定される施設に対する地耐力を把握するための調査を実施する。「ガイダンス施設」から遺構区域B 2地点内「広場」にかけての任意の地点及び1号周堤墓北側又は2号周堤墓北側の地点において計画する。

13 公開・活用に関する計画

現在、史跡は未整備ながら暫定的に一部区域を開放しており、今後整備中においては来訪者の安全性・快適性を確保しつつ、遺構及び史跡景観を損なわないように範囲を限定しての公開・活用を、仮設建物を使用した解説ブースの設置を加えて継続して行い、計画内容については整備中から段階的に取り組んでいく。

(1) 公開

ア 公開の範囲

史跡の公開範囲は、遺構区域B 2地点及び森林区域B地点（部分）とする。この区域は史跡の個人所有者が生活している空間に隣接していることから、公開に際しては、見学者のモラルなどに関してのルール等をあらかじめ決めておく必要がある。

イ 公開の方法

(7) 公開日・公開時間

史跡指定地の公開区域及び「ガイダンス施設」は、屋外施設のため春期～秋期に開放し、冬期は閉鎖する。公開時間は、千歳市教育委員会の所管施設として、千歳市埋蔵文化財センター展示室の開室時間に準じるが、秋期の日没時間を考慮して設定する。

○公開日	4月29日～11月23日	無休
○公開時間	4月29日～9月30日	9：00～17：00
	10月1日～11月23日	9：00～16：00

(4) 料金の徴収

千歳市埋蔵文化財センター展示室の入室が無料であることから、史跡及び「ガイダンス施設」の見学についても無料とする。また、体験活動や講演会等のイベント参加料についても埋蔵文化財センター開催事と同様に無料とする。

ウ 案内・解説の手法

来訪者に対する史跡の案内、解説として、1) サイン、2) 広報、3) ガイド、4) 「ガイダンス施設」展示（9(2)イ 展示計画）を計画する。

(7) サイン計画

史跡キウス周堤墓群までの確実な誘導を図るため、誘導情報（案内板、標識）を市中に新設して動線の整備を行う（3(2) 来跡動線）。史跡周辺では、駐車場出入りの車両があることの注意喚起のため、指定地外国道脇の市街地方面及び長沼方面箇所にサインの設置を検討する。また、道路敷地における事故防止の観点から、注意喚起の看板設置等について関係機関との協議を検討する。

国道に面した駐車場の出入口付近には史跡の名称表示を行うとともに、駐車場から史跡への入口となる多目的広場へ案内する誘導板の設置を検討する。駐車場内の身障者駐車スペースには告示標識を設置する。多目的広場

には史跡の入口表示を行うとともに、公開範囲、見学ルート、利用マナー等公開に関する情報を表示する総合案内板を設置する。さらに、見学ルートに史跡や各遺構の概要を説明する解説板を必要最低限の範囲（見学ポイント）で設置する（7 案内・解説施設に関する計画）。なお、解説板には、モバイル型（スマートフォン・タブレットなどモバイル端末）など最新のIT技術を活用した手法の導入や、二次元コードを活用した外国語解説への対応を検討していく。

(イ) 広報計画

リーフレットの作成、ホームページの開設・更新等により、史跡及び「ガイダンス施設」の情報を随時発信していく。情報発信の際は、“発地”で必要な行き先を決めるために意思決定させてくれる情報と、“着地”で必要な旅程における隙間時間を有効に使うためのサポート情報に留意して、それぞれに有用な内容を検討し、掲載していく。また、各種イベントの開催時には、ホームページ・広報誌等を活用するとともに、チラシ・ポスター等を作成し、関連施設での配布を働きかけることにより活動内容を市内外に広く周知し、集客を促していく。なお、ホームページは外国語に対応した整備を検討していく。

(ウ) ガイド計画

来訪者に史跡の価値や魅力をわかりやすく案内、解説するため、市民ボランティアによるガイドサービスを設ける。令和3年（2021）度から千歳市（担当課：埋蔵文化財センター）と市民活動団体「キウス周堤墓群を守り活かす会」との市民協働事業として、市民の参画を得てガイド活動を始めており、これを継続して来訪者の様々なニーズに応じる解説に発展させていく。なお、インバウンドに向けた対応として、外国語対応ガイドツール等の導入を検討していく。

(2) 活用

「ガイダンス施設」を学びの導入とし、史跡キウス周堤墓群と千歳の縄文文化を発信していくとともに、史跡景観をとおして千歳特有の縄文墓地群を体感する機会を提供し、実際の縄文時代の周堤墓が現存していて、目の前に見える形で群集している魅力を市民のほか、近隣地域にも広く伝えていくことを目指す。

千歳の縄文文化を体感できる史跡として、学校教育と連携した小中学校の校外学習としての活用も目指し、実物にふれ、体験を行うことによって、縄文文化の知恵や技術に気づき、現代の暮らしと縄文文化を比較することができるようなプログラムを検討していく。また、史跡の維持に関する業務についても活用し、特に植生管理において、自然を学びながら史跡に親しみを持ってもらう様々なプログラムを検討していく。

さらに、観光資源としての活用も目指し、市外からのアクセス情報や駐車可能台数等の受入情報など、SNSを利用した情報発信を充実させるとともに、観光マップへの掲載や市内観光ツアー、例えば支笏湖周辺の自然やアウトドア体験、中央地区でのグリーンツーリズムなど体験型ツアーとの提携を図るなど、観光客の集客に向けた取組を検討していく。世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の観点からの情報発信も組み入れるとともに、近隣市町村に所在する縄文時代の史跡を含めた考古学系資料館と連携した取組を検討し、千歳市や中央地区の魅力を高めていくことにより、年間およそ9,000人の方々が史跡を訪れることを想定する。

地域住民には、史跡の保存の対象・範囲及び意義・目的等の理解を促して、史跡整備に関する情報（目指すところや経過など）を継続してわかりやすく発信していく。整備計画の策定に向けて実施する発掘調査の機会には、その成果を現地説明会を通じて公開して、史跡の本質的価値を学び理解する場面の提供を行う。このような各種取組を通じて、史跡の本質的価値を理解してもらいつつ、史跡に関して興味・関心を持ってもらい、今後の史跡の保存や継承を担う市内外のサポーター的役割を持った人々の増加を図っていく。

さらに史跡に興味・関心を持ってくれた市内外の方の中から、市民ボランティアとして史跡キウス周堤墓群の継続的な学習や体験活動など活用において主体的に運営に取り組んでいく人材が育成できるような取組についても検討していく。

表10 活用計画（案）

項 目	内 容	対 象			
		ボラン ティア	市 民	小中学 生団体	観光客
ガイド活動	千歳の縄文文化と史跡キウス周堤墓群の発信	◎	●	●	●
	「ガイド活動」施設情報・イベント情報等の発信		●	●	●
ガイド活動	ボランティア研修会、学習会の開催	●			
研究活動（学術的 な情報の提供）	講座、講演会の開催		●	●	
	遺跡見学会などイベントの開催	◎	●	●	(●)
縄文体験活動	食文化の体験：どんぐりクッキーづくり	◎	●	●	(●)
	くらしの体験：勾玉・石器づくり、石器使用体験、火起こし、石斧伐採体験	◎	●	●	(●)
植生環境育成活動	伐採（石斧伐採体験）、除草（下草染物体験、外来種の学習と駆除）、清掃（落枝クラフト工房）	◎	●	●	

※ ◎はガイドや補助者としての参加を示す。

14 管理・運営に関する計画

(1) 管理・運営体制の基本的な考え方

史跡の管理は、文化財保護法に基づく管理団体である千歳市が行う。

史跡キウス周堤墓群では、史跡を適切に保存しながら市民と協働で史跡を活用していく方針の下、継続的な調査・研究を推進し、その成果に基づき史跡キウス周堤墓群と千歳の縄文文化を発信していく必要があり、史跡の管理・運営には、地域の方々や市民ボランティア等との密接な連携と取組の持続性が求められる。この管理・運営に係る取組を維持していくとともに、歴史・文化資源を始め、教育資源や観光資源として史跡を有効に活用していくためには、市が主体的に関わり、市民等と連携した管理・運営体制を構築することが必要となる。

そのために、千歳市は、継続的な調査・研究を核とし、研修会・学習会や講座・講演会等の開催など多彩な史跡の保存活用の取組をととして、広く市民の運営への参加を求めつつ、地域の方々や市民ボランティアを恒常的に支援していくとともに、次代の担い手の育成が行われ、市民から市民へと発展的に活動が継承されていく体制の円滑な組織化をサポートしていく。

一方で、多様な市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するために、史跡の管理・運営に関わる社会的環境の整備について「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」を通じて全庁での取組を進め、市民サービスの向上を図ることを目指す。

また、史跡キウス周堤墓群は千歳市が管理団体であることから、千歳市埋蔵文化財センター（施設）との一体的な管理・運営などのあり方についても検討していく。

史跡の適切な活用を進める上では、史跡の管理・運営の拠点となる施設の設置を行うことが重要であり、ここでは、その機能を「ガイド施設」に併設する計画である。常時管理人となる臨時職員等を配置して維持管理を日常的、継続的に行う体制の導入を検討する。

将来的には、市と市民が連携し、史跡キウス周堤墓群が国の史跡であると同時に市民の身近な文化的資産である点に注目し、それぞれの能力を最大限発揮することができる史跡の管理・運営を目指していく。そして、これが史跡キウス周堤墓群のみならず、市域全体の文化財の保存と活用を推進する力となることを目指していく。

また、そうした管理・運営体制は、協働の精神をまちの礎とする千歳にあって、協働の原点を今の風景に見せている巨大な縄文墓地群を、千歳を象徴する「市民遺産」として、将来に継承していく動力にもなっていく。

(2) 維持管理計画

史跡の価値の保存及び施設の機能維持、保守を目的とした管理を行う。現在、史跡は暫定的な公開を行いながら、除草や枯損木伐採等、保存のための維持管理や、防犯のため夜間の史跡内への立入禁止を実施しており、今後整備中においても継続し、さらなる検討を行っていく。

ア 史跡の本質的価値の保存を主な目的として行う維持管理

「史跡の本質的価値の保存」を主な目的として行う維持管理は、その構成要素である遺構、地形を対象として実施する。特に地上に表出して史跡景観を形成する周堤墓群、「通路状遺構」及び「被覆土」には配慮する。

これらの要素にき損、衰亡及び滅失が生じていないかを目視を基本として点検するなどして、良好な状態を維持し続ける。すでに一部が損壊している周堤墓においては、き損範囲との境界部分の保存状態を詳細に確認するための定期的、臨時的な点検を行い、写真等で保存状態の経過を記録していく。維持的措置として、日常的、定期的な見まわり、清掃・除草、防犯カメラの設置等を行い、災害・事故・いたずら等に対する緊急的・応急的措置、軽微な補修・改善等の措置を行う。

イ 史跡指定地内にある保存施設等の機能維持を主な目的として行う維持管理

「保存施設等の機能維持」を主な目的として行う維持管理は、保存施設（標識・説明板・境界標）、活用のために設置された園路・広場（見学デッキを含む）、案内板・解説板、便益施設を対象とする。

点検によりこれらの施設等が史跡の保護に有効な機能を維持し、かつ保存・活用上の安全性が確保されているかを確認する。維持的措置として、日常的、定期的な見まわり、清掃・除草、防犯カメラの設置等を行い、その結果によっては保存施設の保守管理及び軽微な補修・改善等を実施して、機能の維持及び安全性の確保を図る。災害・事故・いたずら等が生じた場合等には臨時的な見まわりを実施し、保存施設等の破損、安全性等に関する状況確認を行う。その結果によっては緊急的・応急的措置や軽微な補修・改善等の措置を行う。

ウ 公開・活用施設の保守を主な目的として行う維持管理

公開・活用施設の保守を主な目的として行う維持管理は、「ガイダンス施設」を対象とする。

これについては、日常的な見まわりや法令等に定められた建物・設備・機器等の定期的な保守点検や安全管理上の定期的な保守点検等を実施して、施設が適切な公開・活用上の機能及び安全性・快適性を維持しているかを確認する。点検の結果によっては、建物・設備・機器の保守管理及び軽微な補修・改善等を行って、適切な公開・活用上の機能及び安全性、快適性を確保する。また、直接目に見えない埋土中の施設、設備等についても定期的な点検、維持管理を行う。

災害・事故等を生じた場合には公開・活用のための臨時的な見まわりを行い、建物・設備・機器の破損、安全性等に関する状況確認を行い、その結果によっては公開・活用状況に対する緊急的・応急的措置や軽微な補修・改善等の措置を執ることも検討される。

さらに、アンケート等の実施を含め、公開・活用状況を把握するとともに、「ガイダンス施設」の目的とする機能や役割が充足しているかについても確認し、広い視点から課題を明らかにして、その解決に取り組む。

(3) 運営計画

史跡キウス周堤墓群の価値、千歳の縄文文化の魅力を発信していくために、史跡を歴史資源、文化資源、教育資源、観光資源として活用し、市民と協働で将来に継承していく。また、千歳市埋蔵文化財センター（施設）と一体的に運営していくことによって集客交流機能を高め、市域全体の歴史・文化に対する発信力を一層視野の広い、深みのあるものとするを目指す。

ア 公開・活用

(7) ガイダンス活動

指定地内及び「ガイダンス施設」展示の見学について、来訪者のニーズに応じて解説を行う。解説は、市民が

ランティアによるガイドサービスで対応する。また、校外授業（学校教育）、団体見学（生涯学習）の受入に市民ボランティアが主体的に関わることができる体制の導入を検討する。

(イ) 研修・学習活動

市民ボランティアが調査・研究に関わることができる機会を提供し、自主的に取り組める環境を整備していく。また、市民ボランティアがガイドサービスや縄文体験活動を担うための学習を支援する仕組みを検討していく。

(ウ) 研究活動

史跡見学会の開催等に、市民ボランティアが主体的に関わることができる体制の導入を検討する。

(エ) 縄文体験活動・植生環境育成活動

市民ボランティアと協働で、体験・育成内容や手順の検討、体験・育成用具の整備等を行うとともに、参加者を市民ボランティアが主体的に指導できるような体制の導入を検討する。

(オ) 情報発信・集客活動

リーフレットの作成やホームページの開設・更新等による史跡・「ガイダンス施設」の宣伝、チラシ・ポスター等の作成、配布によるイベントの周知、小中学校の校外学習の誘致、観光資源としての史跡活用のPR等広報活動については、市民ボランティアが参画できる仕組みを検討し、効率的・効果的な集客活動が展開される体制を整備する。

(カ) 交通誘導

土日祝日を中心として数多くの来訪者が予想される状況に対して、混雑緩和、事故防止のために行う駐車場出入口付近での車両誘導のため、交通整理員の配置を検討する。

イ 維持管理

「ガイダンス施設」に施設管理員等を配置して、日常的な維持管理が実施される体制の導入を検討する。

管理は、指定地全域に及ぶ定期的な見回り、史跡の本質的価値を構成する要素の保存状態を詳細に確認するための点検については、主に埋蔵文化財センター職員が中心となり維持管理を行う。施設・設備等の保守点検・保守管理等については、必要に応じて専門業者の協力の下に実施する。専門知識を伴わずに可能な維持管理業務について、定期的な除草はこれまでも地区住民が担ってきており、他の管理業務についても地域住民や市民ボランティアの協力を得ながら実施する仕組みも検討していく。経常的なデータの記録など簡便なものについては史跡の管理のために通常勤務する施設管理員又は埋蔵文化財センター職員により実施する。

本史跡において、地震・台風等の自然現象や交通事故等の人為的原因によって被害が発生した場合は、埋蔵文化財センター職員等が現地調査等によりその被害状況を把握し、北海道教育庁石狩教育局を通じて同庁文化財・博物館課に報告するとともに、状態に応じて速やかに各施設管理者及び北海道札幌方面千歳警察署（泉郷駐在所）等関係機関と連携をとって対応に当たる。文化財担当課では普段からこれらを把握し、内外の連絡・協議・連携の体制を整えて、史跡の保護に関連する組織等と緊密な連携を図っていく。

15 事業計画

第Ⅰ期整備の対象範囲とする「早期に整備を図るべき区域」（「遺構区域B2地点」、「森林区域B地点」、「ガイダンス施設」区域）について、この基本計画を策定後、整備検討委員会での調査審議とともに「整備事業に必要な調査等に関する計画」の実施を経て、表11に示した事業計画に沿って整備基本設計・実施設計の策定を行い、整備工事を行っていく予定である。

工事対象地点は、史跡指定地内（「遺構区域B2地点」、「森林区域B地点」）、史跡指定地外「ガイダンス施設」・多目的広場地点（「ガイダンス施設」区域）、史跡指定地外駐車場地点（「ガイダンス施設」区域）の順を計画する。

表 11 年次計画表 [早期に整備を図るべき区域]

章/節	計画			対象区域
	項目	関連（包括）計画		
—	整備検討委員会			
5 / 2	遺構保存に関する計画			
	保存管理のための施設の設置/標識		「ガイダンス施設」区域/ 多目的広場（エントランス）	
	植生管理/伐木（皆伐）		遺構区域 B 2 地点/遺構範囲	
5 / 3	動線計画			
	来訪者の広域誘導/交通案内標識		（市中）	
5 / 6	修景、植栽及び植生管理に関する計画			
	伐木（皆伐）		遺構区域 B 2 地点	
	5 / 2	遺構保存に関する計画	植生管理/伐木（皆伐）	
	5 / 5	遺構の表現に関する計画	修景/伐木・草本刈り払い	
5 / 7	案内・解説施設に関する計画			
	案内板・解説板		「ガイダンス施設」区域/ 多目的広場（エントランス）	
	5 / 2	遺構保存に関する計画	保存管理のための施設の設置/説明板	
	解説板		遺構区域 B 2 地点・森林区域 B 地点/ 園路見学ポイント	
5 / 8	管理施設及び便益施設に関する計画			
	管理用道路		※森林内樹木伐採は基本設計後施工可	森林区域 B 地点
				「ガイダンス施設」区域
	5 / 3	動線計画	管理用動線	
5 / 9	公開・活用及びそのための施設に関する計画			
	園路（公開・活用施設。見学デッキ込）		※森林内樹木伐採は基本設計後施工可	遺構区域 B 2 地点・森林区域 B 地点
	5 / 2	遺構保存に関する計画	来訪者の誘導・規制	
	5 / 3	動線計画	見学者動線	
5 / 12	整備事業に必要となる調査等に関する計画			
	発掘調査/保存目的		遺構区域 B 2 地点/園路・広場計画地	
	発掘調査/検証目的		遺構区域 B 2 地点/ 2 号周堤墓	
	植生調査		遺構区域 B 2 地点/ 1 号周堤墓	
	測量調査		遺構区域 B 2 地点・森林区域 B 地点	
	地盤調査		遺構区域 B 2 地点～「ガイダンス施設」 区域	
			遺構区域 B 3 地点～「ガイダンス施設」 区域	
	— 整備事業報告書			

年度									
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
基本計画									
		基本設計	実施設計	施工	(オープン)				
	設計/施工	施工	施工	(施工)	(施工)	施工	施工	施工	施工
		基本設計	実施設計	施工	施工				
		基本設計	実施設計	施工	施工	(施工)	(施工)	(施工)	(施工)
		基本設計	実施設計	施工	(オープン)				
		基本設計	実施設計	施工	(オープン)				
		基本設計	実施設計	施工	(オープン)				
		基本設計	実施設計	施工	(オープン)				
		基本設計	実施設計	施工	(オープン)				
		基本設計	実施設計	施工					
					園路オープン				
		基本設計	実施設計	施工	広場オープン				
		基本設計	実施設計	施工	「ガイダンス施設」・多目的広場オープン(春季)				
		基本設計	実施設計	施工	オープン				
	発掘/整理				報告書作成				
	発掘/整理								
		発掘/整理							
	調査								
		調査							
		調査							
					制作・刊行				

「遺構保存に関する計画」のうち、植生管理（遺構区域B 2 地点の伐木）は第Ⅰ期以降にも継続する長期的な取組として実施する。

「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」に位置づけた「遺構区域」は公有地（遺構区域B 3 地点）と民有地（同A地点とB 1 地点）があり、これらの地点においては保存のための維持管理を継続していく。民有地では、遺構の形態を明確にして景観を整えることの必要性が所有者に理解されており、協力を得て、除草等の維持的措置を継続していく。公有地では「遺構保存に関する計画」のうち、植生管理（伐木）をB 2 地点と同様に長期的な取組として実施していく。